水質規制の手引

令和７年４月

北 九 州 市 環 境 局
環境監視部環境監視課

一　水質汚濁防止法による規制 1
1　規制の対象 1
2　排水基準 1
3　構造基準等 7
4　改善命令等 8
5　総量規制 8
6　総量規制基準の遵守 9
7　届出 10
8　緊急時の措置 11
9　事故時の措置 11
10　地下水の水質の浄化に係る措置命令 11
11　排出水の汚染状態の測定等 13
12　報告及び検査 13
13　罰則 13
二　ダイオキシン類対策特別措置法による規制 14
1　規制の対象 14
2　排水基準 16
3　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出一覧 16
4　改善命令等 17
三　瀬戸内海環境保全特別措置法による規制 18
1　瀬戸内海の環境保全に関する計画 18
2　特定施設の設置等の許可制 18
3　富栄養化による被害の防止 20
4　自然海浜の保全 20
四　北九州市公害防止条例による規制 21
1　指定施設 21
2　規制基準 21
3　届出 21
4　計画変更命令等 21
五　北九州市環境影響評価条例による手続 21
六　下水道法による規制 21
七　福岡県環境保全に関する条例による規制 22
1　設置の許可 22
2　変更の許可 22
八　福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例による規制 22
1　地下水の水質の保全 22

２　事故時の措置 24
九　公害防止管理者等 24
１　公害防止管理者等の選任と届出 24
２　公害防止管理者等を選任すべき施設の区分及び公害防止管理者の種類 25
十　公害防止担当者 25
十一　水質汚濁に係る環境基準 26
１　水質環境基準 26
２　北九州市における公共用水域の水域別環境基準 33
３　要監視項目及び指針値（公共用水域及び地下水） 39
４　地下水の水質汚濁に係る環境基準 41
５　ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準 42
十二　参考資料 43
１　水質汚濁防止法の平成 23 年改正について 43
２　水質汚濁防止法に係る適用関係のフローチャート 44
３　瀬戸内海環境保全特別措置法に係る適用関係のフローチャート 45
４　特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1） 52
５　上乗せ排水基準 60
６　有害物質・指定物質 67
７　化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準 70
８　窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準 77
９　りん含有量(T-P)に係る総量規制基準 84
１０　瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域 91
１１　汚水に係る指定施設（北九州市公害防止条例施行規則別表第 2 の 1） 92
１２　水質事故報告書 95
１３　土壌汚染対策法による規制 96
１４　土壌の汚染状態に関する指定基準 99

一　水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法は、工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、国民の健康の保護、生活環境の保全を図ること等を目的としている。

１　規制の対象

本法による規制の対象は、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される水、及び有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設から地下に浸透する水である。

(1)　公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。

(2)　特定施設

有害物質を含み、又は生活環境項目に関し被害が生ずる恐れがある程度の汚水又は廃液を排出する施設で水質汚濁防止法施行令で定めるもの。(参考資料４　P52 参照)

(3)　指定施設

有害物質（参考資料 6　P67 参照）又は指定物質（参考資料 6　P68 参照）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設。

(4)　排出水

特定事業場から公共用水域に排出される水。

(5)　有害物質使用特定施設

特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設。

(6)　有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設。

２　排水基準

(1)　一律基準

国が定め、全国一律に適用される排水基準を「一律基準」といい、次表「ア　有害物質（健康項目）」と「イ　生活環境項目」に示すとおり二つの基準がある。

ただし、生活環境項目については、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上の特定事業場の排出水についてのみ適用される。

ア　有害物質（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム　0.03mg/L
シアン化合物	シアン　1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛　0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム　0.2mg/L
砒素及びその化合物	砒素　0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀　0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン　0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域　ほう素　10mg/L 海域　ほう素　230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域　ふっ素　8mg/L 海域　ふっ素　15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考

1　「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検出した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2　砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下、同じ。）を利用する旅館業に属する事業場にかかる排出水については、当分の間、適用しない。

3　ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、一部に対して、令和 7 年 6 月 30 日まで、暫定排水基準が適用される。

4　六価クロム化合物については、一部に対して、令和 9 年 3 月 31 日まで、暫定排水基準が適用される。

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位　ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40
	下水道業（旅館業（温泉）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。以下、下水道法上の特定事業場という。）から排出される水を受け入れており、かつ一定の条件に該当するものに限る。）	40
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100
	旅館業（1ℓにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するものに限る。）	300
	旅館業（1ℓにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及びその化合物（単位　ふっ素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（温泉（自然にゆう出しているもの（掘削によりゆう出させたものを除く。）以外のものに限る。）を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方	40

	メートル未満であるものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然にゆう出しているもの（掘削によりゆう出させたものを除く。）に限る。）を利用するものであって、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位　アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、1 リットルにつきミリグラム）	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の 2 ロに掲げる施設を有する者に限る。）	300
	ジルコニウム化合物製造業	350
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 1 号の 2 イに掲げる施設を有する者に限る。）	400
	モリブデン化合物製造業	1,300
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造業・再生業	2,800

備考①　この表に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

備考②　ほう素及びその化合物の項中、下水道業において「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。この式において、

$$\frac{\Sigma Ci \times \Sigma Qi}{Q}$$

C_i、Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位 mg/L）

Q_i：当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 m^3/日）

Q：当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位 m^3/日）

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
六価クロム化合物（単位　1 リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	0.5

備考　中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排水基準については、暫定排水基準を適用する。

イ　生活環境項目

項　　目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数※	日間平均 800CFU/ml
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）

備考

1　「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの。

2　この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場にかかる排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6　窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7　燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

8　北九州市における、窒素含有量の排水基準が適用される湖沼としては、頓田第１貯池及び頓田第２貯池がある。燐含有量の排水基準が適用される湖沼としては、河内ダム貯水池（河内貯水池）、黒ヶ畑貯水池、小森江貯水池、菖蒲谷貯水池、昭和池、白木貯水池、頓田第１貯水池、頓田第２貯水池、道原貯水池、畑貯水池、ます渕ダム貯水池及び松ヶ江貯水池がある。

また、窒素含有量及び燐含有量の排水基準が適用される海域としては、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法第２条第１項に規定する瀬戸内海の海域）がある。

9　窒素含有量及び燐含有量については、一部に対して、令和 10 年 9 月 30 日まで暫定排水基準が適用される。

１０　亜鉛含有量については、一部に対して、令和 11 年 12 月 10 日まで暫定排水基準が適用される。

項　　目	業　　種	許容限度 (　)は日間平均
窒素含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）	天然ガス鉱業	160(150)
	畜産農業（水質汚濁防止法施行令別表第１第１号の２.イに掲げる施設を有するものに限る。）	130(110)
	酸化コバルト製造業	200(100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100(3,100)
燐含有量（単位　1 リットルにつきミリグラム）	畜産農業（水質汚濁防止法施行令別表第１第１号の２.イに掲げる施設を有するものに限る。）	22(18)

備考①　上記「イ　生活環境項目」の表の備考１及び２の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。

備考②　この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として上記「イ　生活環境項目」の表の備考６に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。

備考③　この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として上記「イ　生活環境項目」の表の備考７に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（燐に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。

備考④　この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、上記「イ　生活環境項目」の表又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

備考⑤　この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水ついては、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、上記「イ　生活環境項目」の表又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、４の規定を準用する。

項　　目	業　　種	許容限度
亜鉛含有量（単位1 リットルにつきミリグラム）	電気めっき業	4
備考①　この表に掲げる業種に属する特定事業場（法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場。以下、この項において同じ。）が同時に暫定排水基準が適用される業種以外の業種にも属する場合においては、暫定排水基準を適用する。		

(2)　上乗せ基準

自然的、社会的条件から判断して一律基準によっては水質汚濁防止が不十分と認められる水域については、条例でよりきびしい排水基準が設定できる。

福岡県条例により北九州市に適用される上乗せ基準は参考資料 5（P60）のとおりである。

(3)　排出水の汚染状態の測定

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、その汚染状態を年 1 回以上測定し、結果を記録し、3 年間保存しておかなくてはならない。

3　構造基準等

平成 23 年の水質汚濁防止法一部改正により、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を取り扱う施設・設備や作業における漏えいを防止するとともに、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する遵守義務、定期点検及び結果の記録・保全の義務等の規定が新たに設けられた。（概要 P43 参照）

(1)　対象施設

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設

(2)　対象となる構造等

・施設本体の床面及び周囲、配管等、排水溝等及び地下貯蔵施設の構造

・有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の使用の方法

(3)　定期点検等

有害物質使用特定施設・有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、水質汚濁防止法施行規則に示す事項について、定期に点検し、その結果を記録し、3 年間保存しておかなければならない。

4　改善命令等

(1)　計画変更命令

特定施設の設置又は構造等の変更届があった場合、市長は、その排出水が排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更、廃止を命ずることができる。

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は構造等の変更届があった場合、市長は、その構造が構造基準等に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更、廃止を命ずることができる。

(2)　改善命令

市長は、排出水が排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものと認めるときは、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

市長は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造等が構造基準等に適合しないと認める時は、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

5　総量規制

総量規制制度は、地形的な条件から水の交換が悪く、汚濁物質が滞留しやすい条件にある上に、後背地に人口、産業が集中し、大量の排水が流入している広域の閉鎖性水域で、生活環境項目に係る環境基準の達成が困難な水域について、水質の改善を図るため、その水域の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を総合的に削減する制度として導入された。

(1)　指定項目

化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量

(2)　指定水域

瀬戸内海、東京湾、伊勢湾

(3)　総量削減基本方針及び総量削減計画

環境大臣は、指定水域ごとに削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の総量の削減に関する総量削減基本方針を定めることとされている。これに従い、都道府県知事は発生源別の汚濁負荷量の削減目標量、及びその達成の方途、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項について計画を定めることとされている。

(4)　総量規制基準

都道府県知事は、総量削減計画に基づき総量規制基準を定めることとなっている（参考資料 7~9（P70～P90）参照）。この対象事業場は、1 日当たりの平均的な排出水量が 50m³ 以上の指定地域内の特定事業場（指定地域内事業場）である。

$L=C\times Q\times 10^{-3}$　　L：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

C：参考資料 7～9 に掲げる値（mg/L）

Q：特定排出水の量（m³/日）

6　総量規制基準の遵守

(1)　事前措置命令

指定地域内事業場から設置又は構造変更届出があった場合、排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、受理した日から 60 日以内に限り、改善その他必要な措置を命じることができる。

(2)　改善措置命令

排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、指定地域内事業場に対し、期限を定めて汚水の処理の方法等について改善措置を命じることができる。

(3)　汚濁負荷量の測定

総量規制基準が適用されている事業場は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録を 3 年間保存しておかなくてはならない。北九州市では、その月毎の測定結果を翌月の 25 日までに報告するよう求めている。測定回数は下表のとおり。

日平均排出水量（m³/日）	測定回数
400 以上	毎日
200 以上 400 未満	1 回/7 日以上
100 以上 200 未満	1 回/14 日以上
50 以上 100 未満	1 回/30 日以上

7　届出

特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置等をしようとするときは、届出をしなければならない。

水質汚濁防止法に基づく届出一覧

届出の種類	行為	条文	届出の時期
設置届 （様式第１）	公共用水域に水を排出する工場･事業場で特定施設を設置しようとする場合	第５条 第１項	設置の 60 日以上前に提出
	有害物質使用特定施設を設置し、その汚水等を地下に浸透させようとする場合	第５条 第２項	同上
	有害物質使用特定施設（第５条第１項及び２項に該当するものを除く）又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合	第５条 第３項	同上
使用届 （様式第１）	設置している施設が新たに特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった場合 （指定地域特定施設の場合は第６条第２項）	第６条 第１項	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった日から 30 日以内に提出
構造等の 変更届 （様式第１）	特定施設の構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量、用水及び排水の系統、用水量、排水口等を変更しようとする場合 有害物質貯蔵指定施設の構造、設備、使用の方法、有害物質搬入・排出の系統等を変更しようとする場合	第７条	変更の 60 日以上前に提出
氏名等の 変更届 （様式第５）	届出者の氏名・住所、あるいは特定事業場の名称・所在地に変更があった場合	第 10 条	変更のあった日から 30 日以内に提出
廃止届 （様式第６）	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用を廃止した場合	第 10 条	廃止した日から 30 日以内に提出
承継届 （様式第７）	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併により承継した場合	第 11 条 第３項	承継した日から 30 日以内に提出
汚濁負荷量 測定手法届 （様式第 10）	指定地域内事業場の特定排出水の化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量の濃度、排出水等に関する事項及びその測定方法	第 14 条 第３項	事前に提出

※　届出書の記入例については、北九州市環境局環境監視課のホームページをご参照ください。水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び下水道法の有害物質使用特定施設（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項目、1,4-ジオキサンの項目を除く。）の使用を廃止したときは、土壌汚染対策法（平成 15 年２月 15 日施行）第３条に基づき、工場又は事業場の敷地の土壌調査が義務付けられています。調査が猶予される場合もありますが、手続きが必要となります。（参考資料 13　土壌汚染対策法による規制　P96 参照）詳しくは、ご相談ください。

８　緊急時の措置

公共用水域の水量が異常渇水により減少し、排水基準が遵守されていても、公共用水域の水質の汚濁が著しくなった場合、期限を定めて排出水の量を減少させる等の緊急時の措置命令を発動することができる。

９　事故時の措置

特定事業場又は指定施設若しくは油※1を貯留する施設（以下、「貯油施設等※2」という。）を設置する工場・事業場の設置者は、当該事業場において特定施設、指定施設又は貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質、指定物質又は油を含む水が公共用水域に排出され、または地下に浸透したことにより人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。（参考資料 12　P95 参照）

市長は、特定事業場又は指定施設若しくは貯油施設等を設置する工場・事業場の設置者が応急措置を講じていないと認めるときは、応急措置を講ずるよう命ずることができるとともに、当該事故により、現に人の健康または生活環境に係る被害を生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場、貯油施設または指定施設の設置者に対しその被害を防止するための必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

※１　油：原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油

※２　貯油施設等：油を貯蔵する貯油施設及び油を含む水を処理する油水分離施設

10　地下水の水質の浄化に係る措置命令

市長は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場において有害物質に該当する物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあると認めるときは期限を定めて地下浸透の停止または当該地下浸透に係る施設の必要な改善を命ずることができる。また当該地下浸透により、現に人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するために必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置を講ずることを命ずることができる。

この措置命令は、地下水の利用等の状態に応じて次表の浄化基準を超えて汚染された地下水に関し、浄化基準を達成することを限度として発することができる。

地下水の浄化基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム　0.003mg/L
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと
鉛及びその化合物	鉛　0.01mg/L
六価クロム化合物	六価クロム　0.02mg/L
砒素及びその化合物	砒素　0.01mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀　0.0005mg/L
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の合計 0.04mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L
チウラム	0.006mg/L
シマジン	0.003mg/L
チオベンカルブ	0.02mg/L
ベンゼン	0.01mg/L
セレン及びその化合物	セレン　0.01mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素　1mg/L
ふっ素及びその化合物	ふっ素　0.8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計 10mg/L
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L
1,4-ジオキサン	0.05mg/L

11　排出水の汚染状態の測定等

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、当該排出水及び地下浸透水について、汚染状態を記録し、保存しなくてはならない。排出水等の測定は、水質汚濁防止法施行規則様式第 1 別紙 4 により届け出たもの（又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第 1 別紙 4 により申請したもの）について、年 1 回以上、指定計測法により行う。測定結果は、水質汚濁防止法施行規則様式第 8（以下、「様式第 8」という。）による水質測定記録表により記録し、この測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに、3 年間保存する。ただし、計量証明書に様式第 8 の採水者、分析者及び測定項目の欄に記載すべき事項について証明する旨が記載してあれば、様式第 8 への記録を省略することができる。

12　報告及び検査

市長は、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の状況等について報告を求め、又はその職員に特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場に立入、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。

13　罰則

排水基準に違反したとき、虚偽の届出をしたとき、または届出を怠ったとき等は罰則がある。また、平成 22 年の法改正により、排出水の汚染状態・汚濁負荷量の測定結果の記録について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則が設けられた。

二　ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類対策特別措置法は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

1　規制の対象

本法による排水規制の対象は、水質基準対象施設を設置する工場又は事業場（水質基準適用事業場）から公共用水域に排出される水である。

水質基準対象施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2）

1　硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2　カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3　硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4　アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5　担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6　塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7　カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
　イ　硫酸濃縮施設
　ロ　シクロヘキサン分離施設
　ハ　廃ガス洗浄施設
8　クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
　イ　水洗施設
　ロ　廃ガス洗浄施設
9　4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
　イ　ろ過施設
　ロ　乾燥施設
　ハ　廃ガス洗浄施設
10　2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
　イ　ろ過施設
　ロ　廃ガス洗浄施設
11　8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b：3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
　イ　ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
　ロ　ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
　ハ　ジオキサジンバイオレット洗浄施設
　ニ　熱風乾燥施設
12　アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
　イ　廃ガス洗浄施設

ロ　湿式集じん施設
13　亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）のように供する施設のうち、次に掲げるもの
イ　精製施設
ロ　廃ガス洗浄施設
ハ　湿式集じん施設
14　担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ　ろ過施設
ロ　精製施設
ハ　廃ガス洗浄施設
15　別表第 1 第 5 号（注 1）に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
イ　廃ガス洗浄施設
ロ　湿式集じん施設
16　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 12 号の 2 及び第 13 号（注 2）に掲げる施設
17　フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成 6 年政令第 308 号）別表第 1 の 1 の項、3 の項及び 6 の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
イ　プラズマ反応施設
ロ　廃ガス洗浄施設
ハ　湿式集じん施設
18　下水道終末処理施設（第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19　第 1 号から第 17 号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第 1 号から第 17 号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

(注 1)　ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1

5　廃棄物焼却施設であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50 キログラム以上のもの

(注 2)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条

第 12 号の 2　廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設
第 13 号　PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設

２　排水基準

項目	基準値
ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル）	10 pg – TEQ/L

※基準値は、測定したダイオキシン類の量を 2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

ただし、ある施設が水質基準対象施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設から排出される排出水については、当該施設が特定施設となった日から１年間は適用しない。

３　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出一覧

特定施設の設置等をしようとするときは、届出をしなければならない。

届出の種類	行為	条文	届出の時期
設置届（様式第１）	特定施設を設置しようとする場合	第 12 条第１項	設置の 60 日以上前に提出
使用届（様式第１）	設置している施設が新たに特定施設となった場合	第 13 条第１項	特定施設となった日から 30 日以内に提出
構造等の変更届（様式第１）	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法等を変更しようとする場合	第 14 条第１項	変更の 60 日以上前に提出
氏名等の変更届（様式第３）	届出者の氏名・住所、あるいは特定事業場の名称・所在地に変更があった場合	第 18 条	変更のあった日から 30 日以内に提出
廃止届（様式第４）	特定施設の使用を廃止した場合	第 18 条	廃止した日から 30 日以内に提出
承継届（様式第５）	特定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併により承継した場合	第 19 条第３項	承継した日から 30 日以内に提出

ただし、瀬戸内海環境保全特別措置法による規制対象事業場（P18）については、同法による許可申請又は届出が必要である。

4　改善命令等

(1)　計画変更命令

水質基準対象施設の設置又は構造等の変更があった場合、その排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しないと認めるときは、受理した日から 60 日以内に限り、計画の変更又は廃止を命じることができる。

(2)　改善命令

水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造、若しくは使用の方法、汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(3)　設置者による汚染状態の測定

水質基準適用事業場の設置者は、毎年 1 回以上、当該事業場から排出される排出水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。また、測定を行ったときは、その結果を市に報告しなければならない。

三　瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

わが国のみならず世界においても比類なき美しさを誇る景勝地であり、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫である瀬戸内海は、赤潮の多発等、水質汚濁が進行したため、特別の環境保全対策が緊急に必要とされ、昭和 48 年「瀬戸内海環境保全臨時措置法」が制定された。さらに、昭和 53 年の改正により名称も「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以下、瀬戸内法という。）に改められた。

北九州市における瀬戸内法の対象区域は参考資料 10（P91 参照）のとおりである。

１　瀬戸内海の環境保全に関する計画

基本計画

政府は、瀬戸内海の環境保全の重要性にかんがみ、環境保全上有効な施策を推進するため、水質保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画（基本計画）を策定しなければならない。（昭和 53 年 4 月閣議決定）

２　特定施設の設置等の許可制

(1)　対象となる工場・事業場

対象区域(参考資料 10　P91 参照)に所在し、1 日当たりの排出水の**最大量が 50m³**以上の特定事業場

(2)　特定施設

瀬戸内法で規定する特定施設は、水質汚濁防止法の特定施設（下水道終末処理施設、地方公共団体が設置するし尿処理施設、地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設を除く。）及びダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設である。

(3)　設置及び変更の許可制

特定施設を設置しようとするときは、あらかじめ許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければ設置してはならない。また、特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法等を変更するときも、事前に許可を受けなければならない。なお、許可申請書には基本的に事前評価書（参考資料 3　P45 参照）を添付しなければならない。

その他、排出水の汚染状態の変更や届出者の変更などにあたっては、届出が必要とされている。許可申請や届出の必要な場合は以下のとおり。

瀬戸内法に基づく許可申請等一覧

届出の種類	行為	条文	届出の時期
設置の 許可申請 （様式第１）	特定施設を設置しようとする場合	第５条 第１項	設置前に申請 (約 80 日前)
使用届 （様式第２）	設置している施設が新たに特定施設となった場合	第７条 第２項	特定施設となった日から 30 日以内に提出
構造等の変更 許可申請 （様式第１）	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法等を変更しようとする場合	第８条 第１項	変更前に申請 (約 80 日前)
軽微な変更の 届出 （様式第２）	その他参考となるべき事項を変更した場合	第８条 第４項	変更した日から 30 日以内に提出
排出水の汚染状態等変更届 （様式第２）	排出水の汚染状態、排水系統、用水量、有害物質使用特定施設の設備を変更した場合	第９条	変更した日から 30 日以内に提出
氏名等の 変更届 （様式第５）	届出者の氏名・住所、あるいは特定事業場の名称・所在地に変更があった場合	第９条	変更のあった日から 30 日以内に提出
廃止届 （様式第７）	特定施設の使用を廃止した場合	第９条	廃止した日から 30 日以内に提出
承継届 （様式第８）	特定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併により承継した場合	第 10 条 第３項	承継した日から 30 日以内に提出

※　水質汚濁防止法、瀬戸内法及び下水道法の有害物質使用特定施設（アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、1,4-ジオキサンの項目を除く。）の使用を廃止したときは、土壌汚染対策法（平成 15 年 2 月 15 日施行）第 3 条に基づき、工場又は事業場の敷地の土壌調査が義務付けられています。調査が猶予される場合もありますが、手続きが必要となります。（参考資料 13　土壌汚染対策法による規制　P96 参照）詳しくは、ご相談ください。

※　許可申請書等の記入例については、北九州市環境局環境監視課のホームページをご参照ください。

(4)　告示・縦覧等

市長は、許可申請の概要を告示するとともに、3 週間の縦覧に供さなければならない。また、環境保全上関係のある他の関係府県知事及び市町村長に通知し、意見

を求めなければならない。利害関係者は、縦覧期間満了の日までに、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

3　富栄養化による被害の防止

瀬戸内海では富栄養化の進行を防止するため、窒素及び燐について、その負荷量の削減を計画的に実施していくこととしている。

(1)　窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針及び計画

関係府県知事は、窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物の削減について環境大臣の指示に基づいて、削減の目標、目標年度、削減のための施策の方針、その他の事項について削減指導方針を策定しなければならない。

福岡県では、「燐及びその化合物に係る削減指導方針」を昭和 55 年 5 月に定め、以後昭和 61 年 5 月、平成 3 年 5 月に改訂してきた。

平成 8 年 7 月、富栄養化のもう一つの要因物質である窒素を含めた「窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物に係る削減指導方針」を定めた。

令和 4 年 10 月、環境省による第 9 次総量削減基本方針に基づき、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を定めた。

(2)　指導等

市長は、削減指導方針に基づき、瀬戸内海関係区域から公共用水域に窒素又は燐を排出するものに対し、その削減に必要な助言及び勧告を行うことができる。

(3)　報告の徴収

市長は、指導等を行うために必要があると認めるときは、事業活動に伴って窒素又は燐を排出する者等に対して、汚水又は廃液の処理の方法等について報告を求めることができる。

4　自然海浜の保全

自然海浜で海水浴、潮干狩等に利用されている区域を保全するため、関係府県は条例で自然海浜保全地区として指定することができる。

北九州市では、門司区の喜多久海岸が指定されている。

四　北九州市公害防止条例による規制

北九州市では、法対象外の工場・事業場を規制することを目的として北九州市公害防止条例を制定している。この条例は、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としている。

１　指定施設

公共用水域に汚水を排出する施設であって、参考資料11(P92参照)に掲げるものをいう。

２　規制基準

規制基準は水質汚濁防止法の排水基準（一律基準）と同一である。

３　届出

指定施設を設置、変更しようとするときは、届出をしなければならない。届出要領は水質汚濁防止法と同様である。

４　計画変更命令等

計画変更命令、改善命令等は、水質汚濁防止法に準ずる。

五　北九州市環境影響評価条例による手続

工場又は事業場の建設事業のうち、次のいずれかの要件に概要する事業については、北九州市環境影響評価条例に基づく手続をしなければならない。

(1)　排出水量が１日あたり 5,000m^{3}以上である工場又は事業場の設置の事業

(2)　排出水量が１日あたり 5,000m^{3}以上増加することとなる工場又は事業場の規模の変更の事業

六　下水道法による規制

水質汚濁防止法の特定施設（参考資料 4 P52 参照）又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置する工場・事業場が公共下水道に排出水を排出する場合は、下水道法に基づく規制を受ける。

有害物質使用特定施設を設置等する場合は、併せて水質汚濁防止法の届出が必要となるため注意すること。

問い合わせ：北九州市上下水道局下水道部水質管理課

ＴＥＬ：０９３（５８２）２５７０

七　福岡県環境保全に関する条例による規制

１　設置の許可

次の工場の設置については、知事の許可を受けなければならない。ただし、瀬戸内法に基づく許可を受けた工場を除く。

(1)　１日あたりの通常の排出水量が 300m³ 以上の工場の新設

(2)　施設の増強等により排出水量が増加し、１日あたりの通常の排出水量が 300m³ 以上となる工場

２　変更の許可

上記の工場が１日当たりの通常の排出水量を 100m³ 以上増加させる場合。

問い合わせ：福岡県環境部自然環境課
ＴＥＬ：０９２（６４３）３３６８

八　福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例による規制

１　地下水の水質の保全

(1)　有害物質を含む水の地下水への浸透制限（第 29 条）

工場又は事業場の設置者（水質汚濁防止法第 2 条第 8 項に規定する有害物質使用特定事業場を除く。）は規則第 14 条で定める要件に該当する有害物質を含む水を地下に浸透させてはならない。

(2)　改善命令

市長は、前項の工場又は事業場の設置者が前項の有害物質を含む水を地下に浸透するおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該水の地下浸透の停止又は当該地下浸透に係る施設の必要な改善を命ずることができる。

(3)　地下水の水質浄化に係る措置命令

市長は、工場又は事業場において有害物質を含む水の地下浸透（水質汚濁防止法第 14 条の 3 に規定する地下浸透を除く。）により、現に人の健康に係る被害が生じ、または、生じるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するために必要な限度において、当該工場又は事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて、地下水の浄化のための措置を命ずることができる。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（抜粋）

（有害物質）

第 2 条　条例第 2 条第 5 項第 1 号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

1　カドミウム及びその化合物
2　シアン化合物
3　有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN に限る。）
4　鉛及びその化合物
5　六価クロム及びその化合物
6　ひ素及びその化合物
7　水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8　ポリ塩化ビフェニル
9　トリクロロエチレン
10　テトラクロロエチレン
11　ジクロロメタン
12　四塩化炭素
13　1,2-ジクロロエタン
14　1,1-ジクロロエチレン
15　1,2-ジクロロエチレン
16　1,1,1-トリクロロエタン
17　1,1,2-トリクロロエタン
18　1,3-ジクロロプロペン
19　チウラム
20　シマジン
21　チオベンカルブ
22　ベンゼン
23　セレン及びその化合物
24　ほう素及びその化合物
25　ふっ素及びその化合物
26　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27　塩化ビニルモノマー
28　1,4-ジオキサン

（有害物質を含むものとしての要件）

第 10 条　条例第 29 条の規則で定める要件は、有害物質の種類ごとに水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により地下に浸透する水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。ただし、次の各号に定める場合においては、当該有害物質のうちから当該各号に定める物質を除く。

1　第 2 条第 19 号から第 21 条までに掲げる物質を含む農薬を適正に散布する工場又は事業場において地下に水を浸透させる場合、第 2 条第 19 号から第 21 条までに掲げる物質
2　畜産農業若しくはサービス業の用に供する畜舎を有する事業場又は窒素含有肥料を適正に施肥する工場若しくは事業場において地下に水を浸透させる場合、第 2 条第 26 号に掲げる物質

２　事故時の措置

(1)　水質汚濁に係る事故発生時の措置

工場若しくは事業場又は重油等を貯留する施設（以下、「貯油施設」という。）（水質汚濁防止法第 14 条の 2 の規定の適用があるものは除く。）の設置者は、当該工場若しくは事業場又は貯油施設において、施設の破損その他の事故が発生し有害物質または油が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときには、直ちに、被害の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。

市長は、当該工場若しくは事業場又は貯油施設の設置者が応急措置を講じないと認めるときは、応急措置を講ずるよう命ずることができる。

(2)　措置命令

市長は、工場若しくは事業場又は貯油施設において、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、現に人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、または、生じるおそれがあると認めるときは、当該工場若しくは事業場の設置者に対し、その被害を防止するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

九　公害防止管理者等

１　公害防止管理者等の選任と届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき汚水等排出施設及びダイオキシン類発生施設を設置する者は、「公害防止管理者等」を選任し、届け出なければならない。

汚水等排出施設は、水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設のうち政令で定めるもの、ダイオキシン類発生施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 に掲げる施設のうち政令で定めるものをいう。

(1)　公害防止管理者及びその代理者

特定事業者（特定工場を設置する者）は、政令で定める施設の区分ごとに公害防止管理者及び代理者を 60 日以内に選任し、30 日以内に届け出なければならない。

(2)　公害防止統括者及びその代理者

特定事業者は、公害防止統括者及びその代理者を 30 日以内に選任し、30 日以内に届け出なければならない。

ただし、常時使用する従業員が 20 名以下の事業場を除く。

(3)　公害防止主任管理者及びその代理者

1時間当たりの排出水量が1万 m^3 以上かつ排出ガス量が4万 m^3N 以上の特定工場は、公害防止主任管理者及びその代理者を60日以内に選任し、30日以内に届け出なければならない。

※　公害防止管理者、公害防止主任管理者及びその代理者は、政令で定める資格を必要とする。

2　公害防止管理者等を選任すべき施設の区分及び公害防止管理者の種類

施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
有害物質を排出する汚水等排出施設（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる施設をいう。以下同じ。）で1日当たりの平均的な排出水量（以下、「排出水量」という。）が1万 m^3 以上の工場に設置されているもの	水質関係第1種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
有害物質を排出する汚水等排出施設で排出水量1万 m^3 未満の工場又は特定浸透水を浸透させている工場に設置されているもの	水質関係第2種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は水質関係第2種有資格者
有害物質を排出する汚水等排出施設以外の汚水等排出施設で排出水量1万 m^3 以上の工場に設置されているもの	水質関係第3種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は水質関係第3種有資格者
有害物質を排出する汚水等排出施設以外の汚水等排出施設で排出水量1万 m^3 未満1千 m^3 以上の工場に設置されているもの	水質関係第4種公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、水質関係第2種有資格者、水質関係第3種有資格者又は水質関係第4種有資格者
汚水等排出施設及びばい煙発生施設が設置されている工場で排出水量が1万 m^3 以上であり、かつ、排ガス量が1時間当たり4万 m^3N 以上のもの	公害防止主任管理者	水質関係第1種有資格者又は水質関係第3種有資格者、かつ、大気関係第1種有資格者又は大気関係第3種有資格者
ダイオキシン類発生施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2第1号から第14号）	ダイオキシン類関係公害防止管理者	ダイオキシン類関係有資格者

十　公害防止担当者

「北九州市公害防止条例」に基づき、特定施設又は指定施設を設置するものは、事故時及び緊急時の措置その他公害防止に関し、直接担当する者の氏名を届け出なければならない。これを変更したときも同様に届け出なければならない。

十一　水質汚濁に係る環境基準

１　水質環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、公共用水域の水質について維持されることが望ましい基準として設定されたものである。これには、下記のとおり「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）がある。

■人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、環境省が定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

■生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

1　河川

(1)　河川（湖沼を除く）

ア

類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100ml 以下備考2
A	水道２級、水産１級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100ml 以下備考3
B	水道３級、水産２級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100ml 以下備考3
C	水産３級、工業用水１級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	―
D	工業用水２級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	―
E	工業用水３級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	―

備考

1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間 90%水質値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2　水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

3　水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

4　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU /100ml 以下とする。

5　大腸菌数に用いる単位は CFU/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水産１級　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

水産３級　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
5　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考　基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

(2)　湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道１級、水産１級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下[備考1]	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100ml 以下[備考2]
A	水道 2、3 級、水産 2 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下[備考1]	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100ml 以下[備考3]

B	水産３級、工業用水１級、農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下備考１	5 mg/L 以上	―
C	工業用水２級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	―

備考
１　水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
２　水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
３　水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
４　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
５　大腸菌数に用いる単位は CFU/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水道１級　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２、３級　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３　水産１級　：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産級の水産生物用
水産２級　：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
水産３級　：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
５　環境保全　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。）、水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
１　基準値は、年間平均値とする。
２　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖

の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については全燐の項目の基準値は適用しない。
（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　2　水道１級　　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道２級　　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級　　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
　　3　水産１種　　：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
　　水産２種　　：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
　　水産３種　　：コイ、フナ等の水産生物用
　　4　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(3)　海域

ア

類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質
A	水産１級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100ml 以下[備考1]	検出されないこと

B	水産２級、工業用水及び C 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考
1　自然環境保全を利用目的としている測定点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。
2　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
3　大腸菌数に用いる単位は CFU/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　2　水産１級　　：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産２級の水産生物用
　　水産２級　　：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　3　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産１種及び III 以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産２種及び IV 以下の欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれのある海域について行うものとする。
（注）　1　自然環境保全　　：自然探勝等の環境保全
　　2　水産１種　　：底生魚介類を含め多様な水生生物がバランス良く、かつ安定性して漁獲される
　　水産２種　　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　　水産３種　　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
　　3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

２　北九州市における公共用水域の水域別環境基準

(1)　河川

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	環境基準点	指定年月日
遠賀川	江川	坂井川合流点から上流	C	直ちに達成	江川橋	S49.7.25 (福岡県告示第1003号)
北九州市内河川	〃	〃　から下流	D	〃	栄橋	H10.4.1 (S46.5.25:閣議決定)
	新々堀川	腰元にある堰から下流	C	〃	本陣橋	
	紫川上流	紫川取水堰から上流（ます渕ダム貯水池を除く）	A	〃	加用橋	H15.3.31 (S46.12.16:福岡県告示第1155号)
					御園橋	
					志井川下流点	
					紫川取水堰	
	紫川下流	紫川取水堰から下流	B	〃	勝山橋	
	神嶽川	全域	B	〃	旦過橋	H10.4.1 (S46.12.16:福岡県告示第1155号)
	板櫃川上流	指場取水堰から上流	A	〃	指場取水堰	
	〃中流	指場取水堰から日明井堰まで（槻田川を含む）	A	〃	境橋	
	〃下流	日明井堰から下流	B	〃	新港橋	
	撥川上流	八幡西区岸の浦2丁目1番地先の橋から上流	B	〃	旧九州厚生年金病院横の橋	
	〃下流	〃　下流	C	〃	JR引込線横の橋	
	割子川上流	竹末井堰から上流	B	〃	的場橋	
	〃下流	〃　下流	D	〃	JR鉄橋下	
	金山川上流	則松井堰から上流	C	〃	則松井堰	
	〃下流	〃　下流	C	〃	新々堀川合流前	
	金手川上流	矢戸井堰から上流	B	〃	矢戸井堰	
	〃下流	〃　下流	D	〃	洞北橋	
	奥畑川	全域	A	〃	宮前橋	
	竹馬川	全域	D	〃	新開橋	
	清滝川	全域	A	〃	暗渠入口	
	大川	全域	B	〃	大里橋	
	村中川	全域	B	〃	村中川橋	
	貫川	全域	B	〃	神田橋	H10.4.1（福岡県告示第657号）
	相割川	全域	B	〃	恒見橋	

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	環境基準点	指定年月日
北九州市内河川	紫川	ます渕ダムを除く全域	生物B	直ちに達成	勝山橋	R2.3.17（福岡県告示第268号）
	竹馬川	全域			新開橋	
	貫川				神田橋	

河川環境基準点

R-1	栄橋	R-10	境橋	R-19	洞北橋
R-2	本陣橋	R-11	新港橋	R-20	宮前橋
R-3	加用橋	R-12	旧九州厚生年金病院横の橋	R-21	新開橋
R-4	御園橋	R-13	JR 引込線横の橋	R-22	暗渠入口
R-5	志井川下流点	R-14	的場橋	R-23	大里橋
R-6	紫川取水堰	R-15	JR 鉄橋下	R-24	村中川橋
R-7	勝山橋	R-16	則松井堰	R-25	江川橋
R-8	旦過橋	R-17	新々堀川合流前	R-26	神田橋
R-9	指場取水堰	R-18	矢戸井堰	R-27	恒見橋

河川一般測定点

R-30	八ヶ瀬橋
R-31	桜橋
R-32	うめざき橋
R-33	堀川合流前
R-35	新貝橋

(2)　湖沼

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	環境基準点	指定年月日
北九州市内湖沼	ます渕ダム	全域	A	直ちに達成	ダムサイト	H15.3.31（福岡県告示第650号）
			II			
			生物B			R2.3.17（福岡県告示第268号）

※窒素については当分の間適用しない。

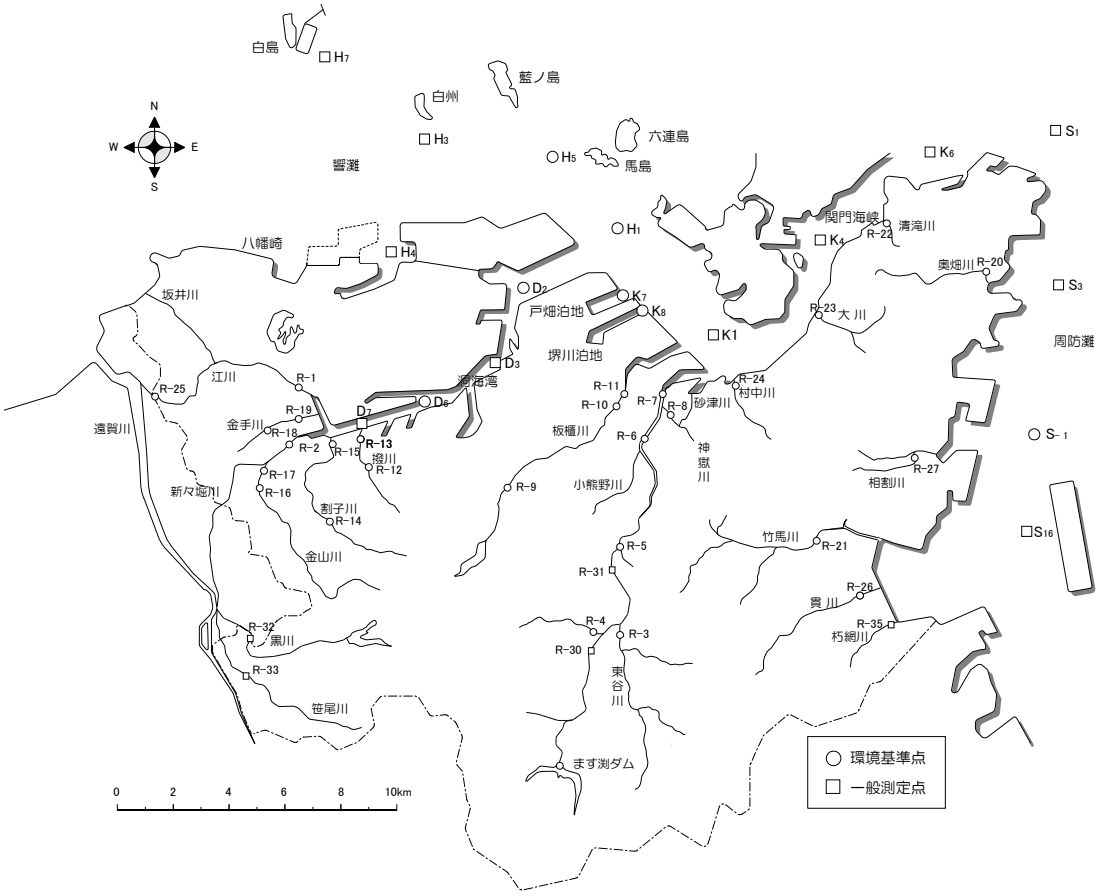

公共用水域測定地点

(3)　海域

指定水域名	名称	範囲	類型	達成期間	環境基準点※	指定年月日
響灘及び周防灘水域	豊前地先海域	大分県長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	A	5年を越えて可及的すみやかに達成	S-1 (N33°53'00" E131°01'06")	H14.3.29 (S49.5.13: 環境庁告示第39号)
	響灘及び周防灘	宇部市黒埼と大分県長崎鼻を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、豊前地先海域並びに洞海湾水域に係る部分を除いたもの	A	直ちに達成	―	

	響灘及び周防灘(ハ)	下関市火ノ山下潮流信号所(以下 L 点とする。)と北九州市門司埼灯台(以下 M 点とする。)を結ぶ線、同市門司区網ノ鼻(以下 N 点とする。)と同点から南東方 22,100m の地点(北緯 33 度 48 分 19 秒、東経 131 度 11 分 45 秒。以下 O 点とする。)を結ぶ線。O 点と O 点から東方 20,600m の地点(北緯 33 度 48 分 19 秒、東経 131 度 24 分 58 秒。以下 P 点とする。)を結ぶ線、P 点と宇部市黒埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、響灘及び周防灘(イ)及び響灘及び周防灘(ロ)を除いたもの	II	直ちに達成	—	H15.3.27 (H9.4.28: 環境庁告示 第 19 号)
	響灘及び周防灘(二)	N 点と O 点を結ぶ線、O 点と P 点を結ぶ線、P 点と大分県長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	II	直ちに達成	S-1	
	響灘及び周防灘(ホ)	下関市網代埼と北九州市八幡埼を結ぶ線、L 点と M 点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、洞海湾を除いたもの	II	直ちに達成	H1 H5	
	響灘及び周防灘（イ）	次図のとおり	生物特Ａ	直ちに達成	H1 H5 S-1	H29.5.22 (H28.11.2: 中環審第 936 号)
	宇部市黒埼から大分県長崎まで引いた線、下関市網代鼻から北九州市八幡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（響灘及び周防灘）全域のうち、響灘及び周防灘（イ）に係る部分を除いた水域		生物Ａ	直ちに達成	D2 D6 K7 K8	

※世界測地系による

指定 水域名	名称	範囲	類 型	達成期間	環境基準点※	指定 年月日
洞海湾 水域	奥洞海	若戸大橋より湾奥の海域	C	5 年以内に 達成	D6 (N33°53'02" E130°47'14")	S46.5.25 （閣議決定）
	製鉄 戸畑泊地	新日鐵戸畑泊地内	C	直ちに 達成	K7 (N33°55'15" E130°51'23")	
	堺川泊地		C	直ちに 達成	K8 (N33°54'52" E130°51'57")	
	洞海湾 湾口部	洞海湾のうち、奥洞海、製鉄戸畑泊地および堺川泊地を除いたもの。	B	5 年以内に 達成	D2 (N33°55'42" E130°49'22")	
	響灘	八幡岬から日明下水処理場に至る地先海域であって洞海湾湾口部に係る部分を除いたもの。ただし福岡県内の海に限る	A	直ちに 達成	H1 (N33°56'29" E130°51'34") H5 (N33°57'50" E130°50'16")	

	洞海湾	北九州市北防波堤、同防波堤東端と同市小倉北区西港町 96 番地の 3 から北東 400m の地点を結ぶ線、同地点と北九州市小倉北区西港町 96 番地の 3 を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	IV	直ちに達成	D2 D6 K7 K8	H15.3.27 （H9.4.28:環境庁告示第 19 号）
筑前海水域	筑前海	北九州市若松区八幡岬から糸島郡二丈町と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域に係る部分を除いたもの	A	直ちに達成	―	H13.10.31 （S52.5.13:福岡県告示第 65 号の 2）

※世界測地系による

環境基準の類型指定状況（COD）

環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/files/jp/103695.pdf）を加工して作成

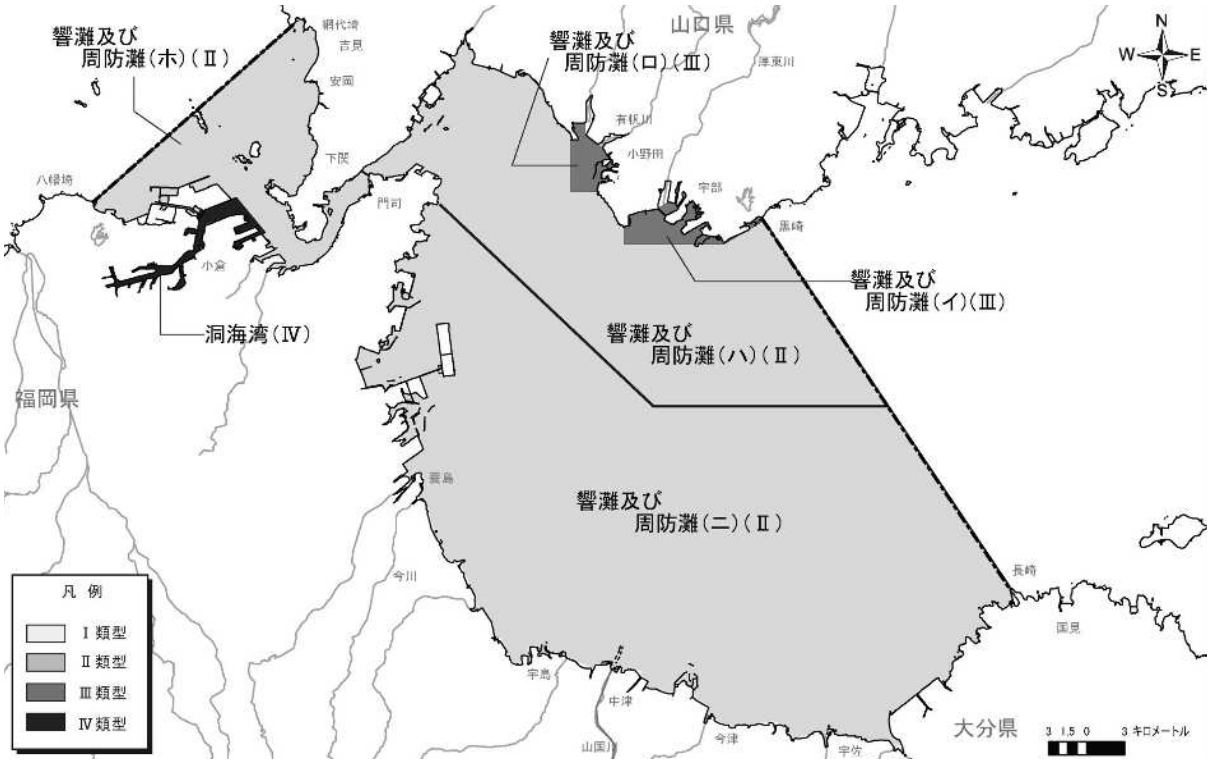

環境基準の類型指定状況（全窒素・全燐）

環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/files/jp/103695.pdf）

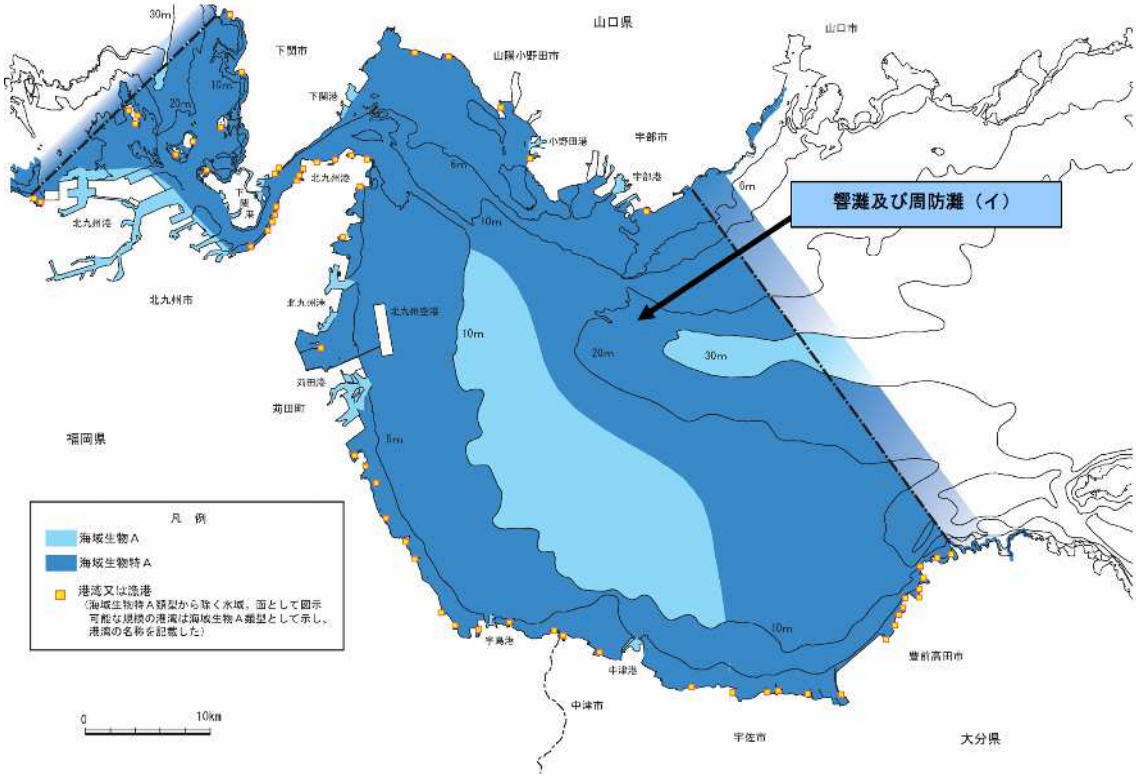

海域生物 A、海域生物特 A の類型指定図

環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/files/jp/105824.pdf）

3　要監視項目及び指針値（公共用水域及び地下水）

（令和 2 年 5 月 28 日環水大水発第 2005281 号、環水大土第 2005282 号）

（人の健康の保護に係る項目）

現時点では、環境基準項目としないが、将来、環境基準項目への移行を前提として選定された。

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下（地下水は指針値設定なし）
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン（MEP）	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅（有機銅）	0.04mg/L 以下
クロロタロニル（TPN）	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロルボス（DDVP）	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ（BPMC）	0.03mg/L 以下
イプロベンホス（IBP）	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン（CNP）	指針値は設定しない。
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	指針値は設定しない。
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下（地下水は指針値設定なし）
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/l 以下（暫定）※

※PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

要監視項目の水域類型及び指針値

（平成 25 年 3 月 27 日環水大水発第 1303272 号）

（水生生物の保全に係る項目）

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物特 A	0.006mg/L 以下
		生物 A	0.7mg/L 以下
		生物特 B	3mg/L 以下
		生物 B	3mg/L 以下
	海域	生物特 A	0.8mg/L 以下
		生物 A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物特 A	0.01mg/L 以下
		生物 A	0.05mg/L 以下
		生物特 B	0.01mg/L 以下
		生物 B	0.08mg/L 以下
	海域	生物特 A	0.2mg/L 以下
		生物 A	2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物特 A	1mg/L 以下
		生物 A	1mg/L 以下
		生物特 B	1mg/L 以下
		生物 B	1mg/L 以下
	海域	生物特 A	0.03mg/L 以下
		生物 A	0.3mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物特 A	0.0007mg/L 以下
		生物 A	0.001mg/L 以下
		生物特 B	0.003mg/L 以下
		生物 B	0.004mg/L 以下
	海域	生物特 A	0.0004mg/L 以下
		生物 A	0.0009mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物特 A	0.02mg/L 以下
		生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
		生物 B	0.02mg/L 以下
	海域	生物特 A	0.1mg/L 以下
		生物 A	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物特 A	0.003mg/L 以下
		生物 A	0.03mg/L 以下
		生物特 B	0.02mg/L 以下
		生物 B	0.03mg/L 以下
	海域	生物特 A	0.01mg/L 以下
		生物 A	0.02mg/L 以下

4　地下水の水質汚濁に係る環境基準

（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、環境省が定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 の 5.1 又は 5.3.2 により測定したシス体の濃度と JIS K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

５　ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

（平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号）

媒体	基準値
水質（水質の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下

1　基準値は、測定したダイオキシン類の量を 2,3,7,8－四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2　水質の基準値（水質の底質を除く。）は、年間平均値とする。

十二　参考資料

１　水質汚濁防止法の平成 23 年改正について

平成 23 年に水質汚濁防止法が一部改正され（以下、「改正法」という。）、有害物質による地下水汚染の未然防止のための規定が設けられた。

(1)　改正の概要

①対象施設の拡大

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設等の構造等について、北九州市長に事前に届け出なければならない。

②構造等に関する基準遵守義務等

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならない。また、北九州市長は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できる。

③定期点検の義務の創設

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検しなければならない。

(2)　改正法における注意点

従来は、排出される排水の全量を下水道に排出する場合や、産業廃棄物として処分する事業場は、有害物質使用特定施設に該当しても、法第 5 条第 1 項に基づく届出の対象となっていなかった。改正法においては、上記のような事業場においても、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、法第 5 条第 3 項に基づく届出を行い、構造等に関する基準の遵守、定期点検を実施する義務を負うことに留意する必要がある。

構造等に関する基準、定期点検の方法等の詳細は、以下の環境省ホームページの「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（環境省）」を、確認ください。

http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html

2　水質汚濁防止法に係る適用関係のフローチャート

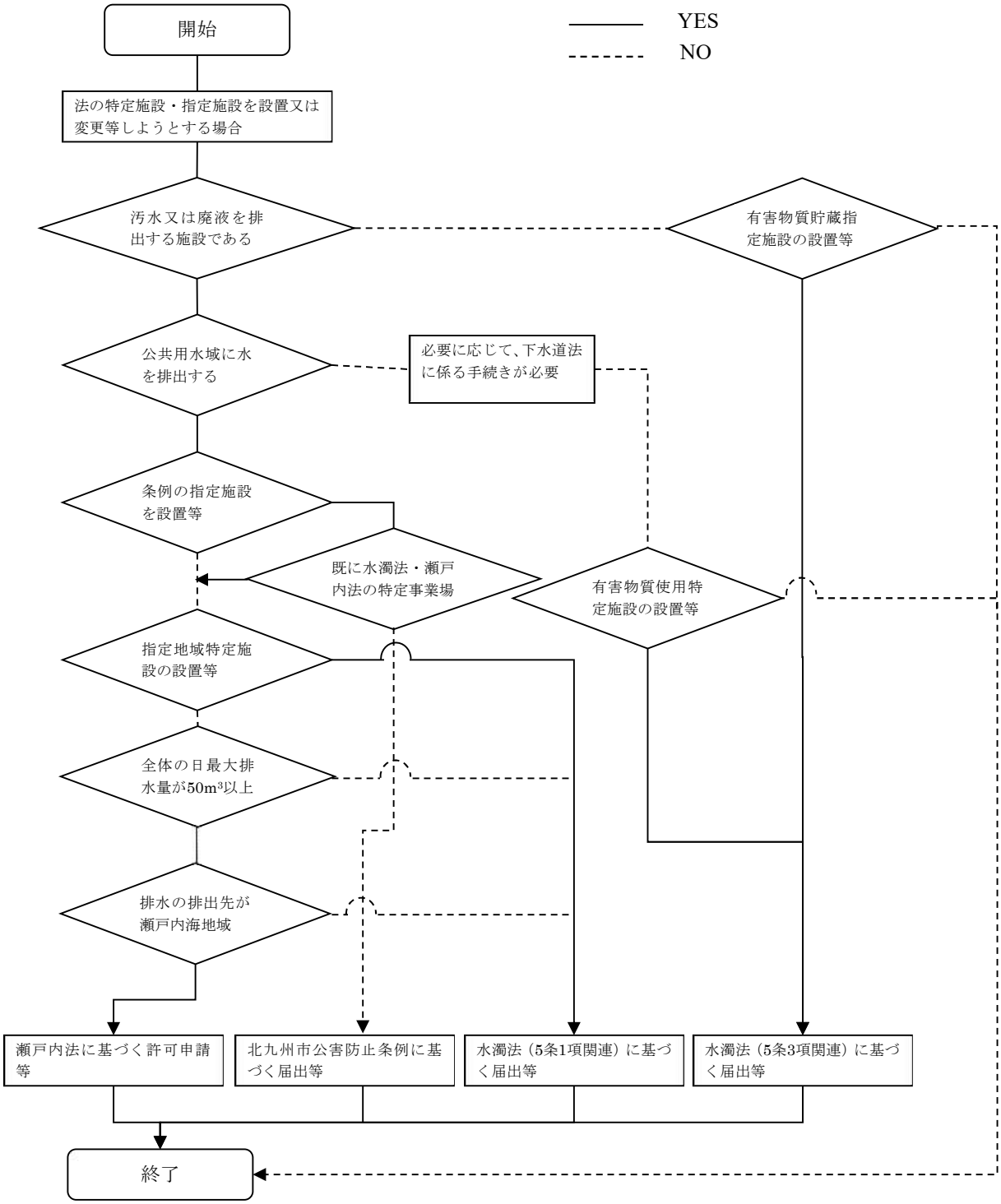

3　瀬戸内海環境保全特別措置法に係る適用関係のフローチャート

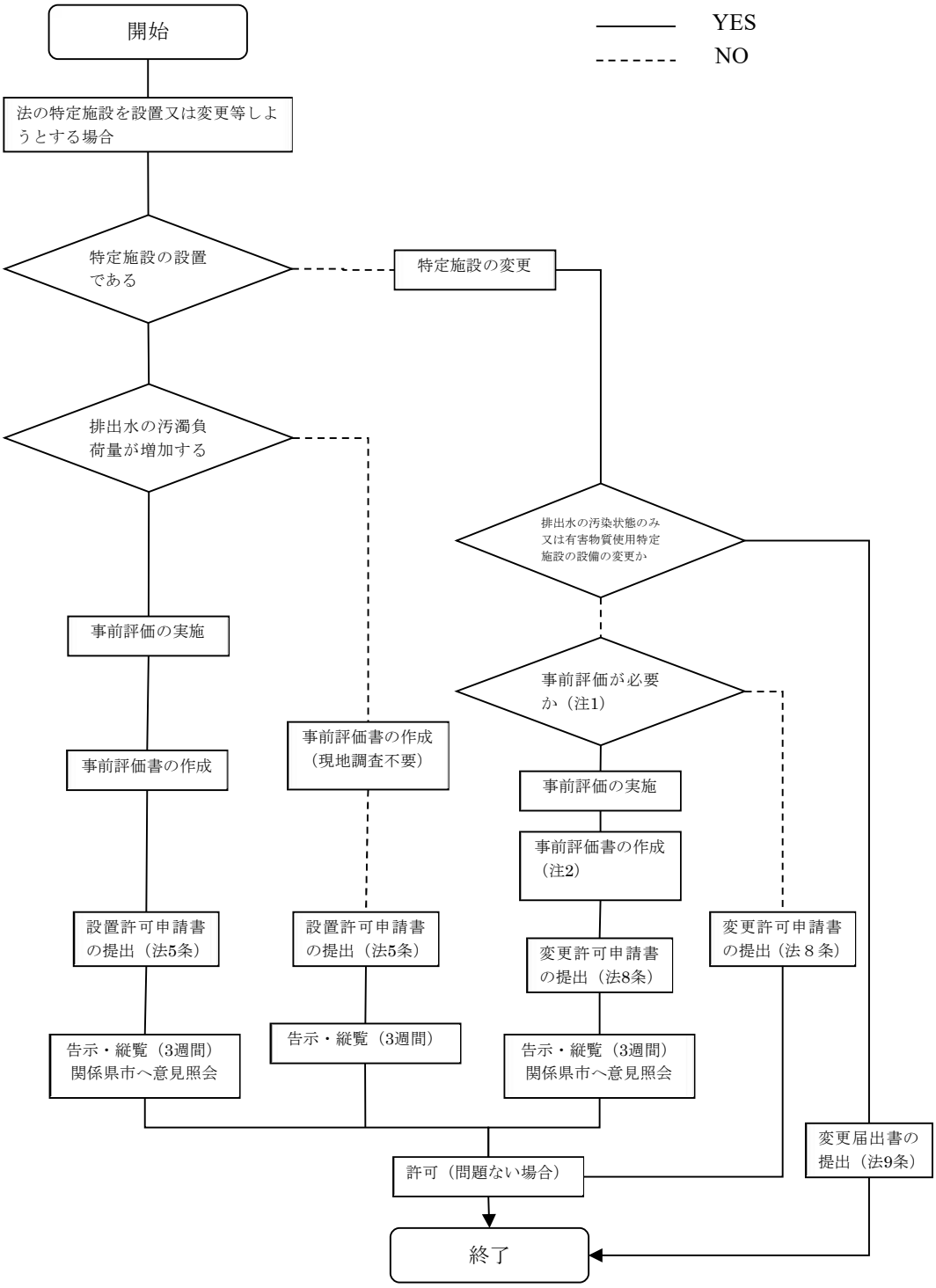

（注１）

「事前評価」を要しない場合について（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第７条の 2）

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく設置及び構造等の変更の許可に関する手続きにおいて、事業者は特定施設の設置等が周辺環境に及ぼす影響に関する事前評価書を作成しなければならないとされている。ただし構造等の変更許可申請の際、以下に示す(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、事前評価は不要となる。

(1)　次のいずれにも該当すること

イ　特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排出水に係る排水基準が定められている事項に関するものに限る。以下同じ）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと（処理施設により処理されない場合に限る。）。

ロ　汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと。

ハ　排出水の排出の方法（排水口の位置及び数並びに排出先を含む。以下同じ）に変更がないこと。

(2)　次のいずれにも該当すること

イ　特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む。）において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の一日当たりの通常の量及び最大の量が増大しないこと。

ロ　(1)ハに同じ

(3)　次のいずれにも該当すること

イ　(2)イに同じ。

ロ　排水口の使用の全部又は一部を廃止すること（この場合において、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。

(4)　次のいずれにも該当すること

イ　(2)イに同じ。

ロ　排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更すること（当該排水口以外の排水口について排出水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。

（注２）

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく事前評価の実施方法について

（昭和 49 年 4 月 9 日環水規第 76 号による）

1　排水口の位置について

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（以下、「規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の排水口の位置については、当該特定事業場のすべての排水口について図示するとともに、当該許可申請に係る特定施設の排水口の位置を明示すること。

2　周辺公共用水域の範囲について

規則第 4 条第 1 項第 2 号の周辺公共用水域の範囲については、次のように取扱うとともに、その範囲及びその周辺の状況を図示すること。

(1)　海域(河川感潮域は河川域とみなす。以下同じ。)に排出する場合

ア　新設部分(変更の場合は変更部分、以下同じ。)に係る排水口ごとに、その排水量(1 日当り最大量。以下同じ。)を用いて、次式により求められる各排水口を中心とする半径 r の円内水域とする。ただしある円内水域が他の円内水域に完全に重複する場合あるいは隣り合う円内水域が部分的に重複し、かつ重複部分に 1 以上の排水口がある場合及びその様な状態で円内水域が相連らなる場合は、それらの各円内水域の各排出水を一体の排出水(排水口はそれらの加重平均位置にあるものとし、排水量はそれらの合計量とする。)とみなして算出される統合円内水域とする。

なお、前記により求められた円内水域(統合されたものは統合円内水域とする。以下同じ。)に当該特定事業場の他の排水口がある場合には、更に 1 回を限度として、それらの排水口からの各排出水を一体の排出水(当該他の排出口が複数の円内水域に含まれる場合は、その排水口は排水量の大きい方の円内水域に属させるものとし、排水口はそれらの加重平均位置にあるものとし、排水量はそれらの合計量とする。)とみなして算出される統合円内水域とする。

$\log(r^2\theta/2) = 1.226\log Q + 0.086$ (新田式)

r : 排水口より周辺公共用水域の外縁までの距離(m)

θ : 拡散角度(例、半円に一様に拡散する場合は$\theta = \pi$)

Q : 排水口よりの 1 日当たりの最大排水量（m^3/日)

イ　アにかかわらず新設部分に係る排水口(一体とみなすものを含む。)からの新規に増大する排水量が 10,000 m^3／日以上である場合には、アで求められた r の 2 倍を半径にした円内水域とする。

ウ　ア及びイにかかわらず汚濁負荷量が減少(現状維持を含む。以下同じ。)する排水口(一体とみなすものを含む)に関しては、範囲の決定を省略できるものとする。

(2)　河川域(河口までとする。以下同じ。)に排出する場合

当該特定事業場の最下流側にある排水口から、その事業場の全排水量(新設部分に係る排出水を含む。)が排出されるものとみなし、河川の流況により次のように定める。ただし、汚濁負荷量が減少する場合は範囲の決定を省略することができる。

ア　排水口直下の河川低水流量(不明な場合には、低水時に近い流量とする。以下同じ。)が排水量の 100 倍以上である場合(河口に至つても河川水と排出水とが十分に混合して一様な水質に達すると予想されない場合を除き、排水口直下の河川の低水流量が排水量の 100 倍未満であつて、排水口から河口までの間のある地点における低水流量が排水量の 100 倍以上となり、かつ当該地点から河口までの間において河川水と排出水とが十分に混合して一様な水質に達すると予想されるときを含む。)

当該特定事業場の最上流の排水口の位置から、河川水と排出水とが十分に混合して一様な水質に達すると予想される地点までの河川水域とする。

イ　ア以外の場合

当該特定事業場の最上流の排水口の位置から河口までの河川水域、及び河口での流心を中心として(1)のアの式により全排水量を用いて求められる半径 r の円内海域(新規に増大する排水量が 10,000m³／日以上である場合には、当該 r の 2 倍を半径とする円内海域)とする。

3　周辺公共用水域の水質の現況等について

規則第 4 条第 1 項第 3 号の周辺公共用水域の水質の現況等については、当該周辺公共用水域内の環境基準点等における水質の測定資料があれば、その環境基準点等ごとの各測定値を記載するほか環境基準その他の環境目標、排水基準等に定められている物質または項目のうち、当該特定事業場の排出水に関係ある物質または項目に関し、次の測定点における測定値、測定時期及び測定機関名を記載するとともに測定点の位置及びその周辺の状況を図示すること。

ただし、汚濁負荷量が減少する場合は、周辺公共用水域に相当する水域内の環境基準点等における水質の測定資料があればその各測定値を記載し、ない場合には当該水域内の代表地点を 1 点設定し、その各測定値及び測定時期、測定機関名を記載するとともに、測定点の位置及びその周辺の状況を図示すること。

(1)　海域

次の測定点における表層(水面下 0.5m)及び中層(水面下 2.0m)における 1 時期 1 日以上、各 1 日について 3 回以上採水分析した測定値の各平均値を記載すること。

ア　新設部分に係る排水口(一体とみなすものを含む。以下、(1)において同じ。)からの新規に増大する排水量が 1,000m³／日未満の場合(排水量が減少するも汚濁負荷量が増大する場合を含む。)

排水口から周辺公共用水域の外縁へ 1 方向に直線距離の r／3、2r／3 及び r の直近外側の地点を含む 3 測定点以上

イ　新設部分に係る排水口からの新規に増大する排水量が 1,000m³／日以上 10,000m³／日未満の場合

排水口から、周辺公共用水域の外縁へ 3 方向に直線距離の r／3、2r／3 及び r の直近の外側の地点を含む 9 測定点以上

ウ　新設部分に係る排水口からの新規に増大する排水量が 10,000m³／日以上 50,000m³／日未満の場合

排水口から周辺公共用水域の外縁へ三方向に直線距離の r／3、2r／3、r、4r／3、5r／3 及び 2r の直近の外側の地点を含む 18 測定点以上

エ　新設部分に係る排水口からの新規に増大する排水量が 50,000m³／日以上の場合

周辺公共用水域を 200m～500m メッシュに区分し、排水口の存する区域の中心を起点に周辺公共用水域の外縁へ 3 方向に測線を想定し、その各測線と交わる各メッシュの中心部の地点を含む 14 測定点以上、及び周辺公共用水域外の、排水口を中心とする半径 5r の円内水域で算式検定用、その他、として 6 測定点以上

(2)　河川域

周辺公共用水域の直上流、周辺公共用水域内で支川等により流量が変化するすべての地点、及び周辺公共用水域の下流端における水面下水深の 2 割の水深における 1 時期 1 日以上、各 1 日について、3 回以上採水分析した測定値の各平均値のほか、各地点における採水時の推定流量及び低水流量を記載すること。

4　排出水の汚染状態等について

規則第 4 条第 1 項第 4 号の排出水の汚染状態については、環境基準その他の環境目標、排水基準等に定められている物質または項目のうち、当該特定事業場の排出水に関係ある物質または項目について記載すること。

5　将来水質の変化予測について

規則第 4 条第 1 項第 5 号の水質の変化の予測については、3 の各測定点のうち、周辺公共用水域内のものにおいて行うものとし、その測定項目のうち、水質に及ぼす排出水の影響を排出水が拡散希釈される状態をもつて推定することが妥当である測定項目については次式により予測すること。

(1)　海域

ア　次式により予測すること。

$$S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C$$

$$C = 1 - \exp\left\{ -\frac{Q_0}{\theta dp}\left(\frac{1}{x} - \frac{1}{l}\right)\right\}$$ （ヨーゼフ・ゼントナー式）

注) $\exp\{a\} = e^a$

S'　：測定点付近の将来水質(mg/L)

S_1：周辺公共用水域の外縁直近の外測の測定点の現況水質(mg/L)

S_0：周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排出水質の平均値(mg/L)。ただし一体とみなされる場合には、各排水口における平均値の加重平均値とする。

C：希釈率

Q_0：周辺公共用水域の範囲の決定に用いた排水量(m³／日)

θ：拡散角度(例半円に一様に拡散する場合は、$\theta = \pi$)

d：排出水の混合層厚(m)。原則として 2m とする。

p：拡散速度(m／日)。原則として 864m／日とする。

x：排水口より測定点までの距離(m)

l：排水口より周辺公共用水域外縁までの距離(m))

イ　アにかかわらず、新設部分に係る排水口(一体とみなすものを含む。)の新規に増大する排水量が 50,000m³／日以上の場合には、電算機により次の基本式を用いた数値解法により算定するものとし、塩分の現状濃度分布等の計算を実施するなど再現性を十分検討するとともに、当該特定事業場以外から排出される汚濁負荷量の資料が入手できる場合には絶対濃度で、入手できない場合には相対濃度を計算し、希釈率を求めて、将来水質を推定する。また計算対象範囲は 20km を限度として周辺公共用水域の 2.5 倍の範囲とし、その境界値としては、絶対濃度計算の場合には周辺公共用水域の 2.5 倍以上の沖合の水質を、相対濃度計算の場合には 0 をそれぞれ用い、拡散係数は最大流速が 0～0.3m／sec の場合には 10^4cm²／sec、0.31～3.0m／sec の場合には 10^5cm²／sec、3.01m／sec 以上の場合には 10^6cm²／sec をそれぞれ採用するものとする。

$$\frac{\partial S}{\partial t} + \frac{\partial (US)}{\partial x} + \frac{\partial (VS)}{\partial y} = K_x \frac{\partial^2 S}{\partial x^2} + K_y \frac{\partial^2 S}{\partial y^2} + q$$

S：点(x,y)における時刻 t における濃度

U, V：それぞれ x 方向、y 方向への流速

K_x、K_y：それぞれ x 方向、y 方向への拡散係数。

q：単位時間、単位体積あたりの平均汚濁負荷量。

なお、U、Vについては原則として境界値の強制振動値として M_2 潮を用いて次式の数値解法により求めるものとする。

$$\frac{\partial M}{\partial t} = -g(H + h)\frac{\partial h}{\partial x}$$

$$\frac{\partial N}{\partial t} = -g(H + h)\frac{\partial h}{\partial y}$$

$$\frac{\partial h}{\partial t} = -\left(\frac{\partial M}{\partial x} + \frac{\partial N}{\partial y}\right)$$

H：水深

h：潮汐による水位変動量

M：$M = U(H + h)$

N : $N=V(H+h)$

g : 重力の加速度))

ウ　ア及びイにもかかわらず、汚濁負荷量が減少する排水口(一体とみなすものを含む。)に関しては汚濁負荷量の減少する旨を記載すれば足りることとする。

(2)　河川域

次式により予測すること。ただし、汚濁負荷量が減少する場合は、汚濁負荷量が減少する旨を記載すれば足りることとする。

$$S' = \frac{SQ + \left(S_0 Q_0 - S'_0 Q'_0\right)}{Q + \left(Q_0 - Q'_0\right)}$$

S'　：測定点附近で排水と河川水が十分に混合したと仮定したときの将来水質(mg/L)

S : 測定点附近の現況水質(低水量時)(mg/L)

Q : 測定点附近の流量(低水量時)(m^3／日)

S_0 : 新規に増大する排出水を含む、当該特定事業場よりの全排出水の水質の平均値(mg/L)

Q_0:新規に増大する排水量を含む、当該特定事業場よりの全排水量(m^3／日)

S'_0:現状での当該特定事業場よりの全排出水の水質の平均値(mg/L)

Q'_0 現状での当該特定事業場よりの全排水量(m^3／日)

6　その他参考となるべき事項について

必要に応じ、スラッジの処理方法、あるいは底質等の調査結果、上水道その他の取水源位置との関係、漁業権との関係、自然環境保全地域との関係等を記載すること。

4　特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第 1）

番号	名称	番号	名称
1	**鉱業又は水洗炭業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　選鉱施設 ロ　選炭施設 ハ　坑水中和沈でん施設 ニ　掘削用の泥水分離施設		ホ　精製施設 へ　ろ過施設
1.2	**畜産農業又はサービス業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　豚房施設（豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ　牛房施設（牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ　馬房施設（馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	6	**小麦粉製造業**の用に供する洗浄施設
2	**畜産食料品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　湯煮施設	7	**砂糖製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。） ハ　ろ過施設 ニ　分離施設 ホ　精製施設
3	**水産食料品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　水産動物原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　脱水施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設	8	**パン若しくは菓子の製造業又は製あん業**の用に供する粗製あんの沈でんそう
4	**野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　湯煮施設	9	**米菓製造業又はこうじ製造業**の用に供する洗米機
5	**みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　湯煮施設 ニ　濃縮施設	10	**飲料製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ　搾汁施設 ニ　ろ過施設 ホ　湯煮施設 へ　蒸留施設
		11	**動物系飼料又は有機質肥料の製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　真空濃縮施設 ホ　水洗式脱臭施設
		12	**動植物油脂製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　圧搾施設 ニ　分離施設
		13	**イースト製造業**の用に要する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　洗浄施設 ハ　分離施設
		14	**でん粉又は化工でん粉の製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料浸せき施設 ロ　洗浄施設（流送施設を含む。）

番号	名称	番号	名称
	ハ　分離施設	21.3	**合板製造業**の用に供する接着機洗浄施設
	ニ　渋だめ及びこれに類する施設	21.4	**パーティクルボード製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
15	**ぶどう糖又は水あめの製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ　湿式バーカー
	イ　原料処理施設		ロ　接着機洗浄施設
	ロ　ろ過施設	22	**木材薬品処理業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ハ　精製施設		イ　湿式バーカー
16	**麺類製造業**の用に供する湯煮施設		ロ　薬品浸透施設
17	**豆腐又は煮豆の製造業**の用に供する湯煮施設	23	**パルプ、紙又は紙加工品の製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
18	**インスタントコーヒー製造業**の用に供する抽出施設		イ　原料浸せき施設
18.2	**冷凍調理食品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ロ　湿式バーカー
	イ　原料処理施設		ハ　砕木機
	ロ　湯煮施設		ニ　蒸解施設
	ハ　洗浄施設		ホ　蒸解廃液濃縮施設
18.3	**たばこ製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ヘ　チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
	イ　水洗式脱臭施設		ト　漂白施設
	ロ　洗浄施設		チ　抄紙施設（抄造施設を含む。）
19	**紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		リ　セロハン製膜施設
	イ　まゆ湯煮施設		ヌ　湿式繊維板成型施設
	ロ　副蚕処理施設		ル　廃ガス洗浄施設
	ハ　原料浸せき施設	23.2	**新聞業、出版業、印刷業又は製版業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ニ　精練機及び精練そう		イ　自動式フィルム現像洗浄施設
	ホ　シルケット機		ロ　自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
	ヘ　漂白機及び漂白そう	24	**化学肥料製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ト　染色施設		イ　ろ過施設
	チ　薬液浸透施設		ロ　分離施設
	リ　のり抜き施設		ハ　水洗式破砕施設
20	**洗毛業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ニ　廃ガス洗浄施設
	イ　洗毛施設		ホ　湿式集じん施設
	ロ　洗化炭施設	25	**削除**
21	**化学繊維製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの	26	**無機顔料製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ　湿式紡糸施設		イ　洗浄施設
	ロ　リンター又は未精練繊維の薬液処理施設		ロ　ろ過施設
	ハ　原料回収施設		ハ　カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
21.2	**一般製材業又は木材チップ製造業**の用に供する湿式バーカー		ニ　群青製造施設のうち、水洗式分別施設
			ホ　廃ガス洗浄施設

番号	名称	番号	名称
27	**前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　遠心分離機 ハ　硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ　活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ　無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ　青酸製造施設のうち、反応施設 ト　よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設 チ　海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ　バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ　廃ガス洗浄施設 ル　湿式集じん施設		であって、次に掲げるもの イ　メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ　ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ　フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
28	**カーバイト法アセチレン誘導品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　湿式アセチレンガス発生施設 ロ　酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ　ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ　アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ　塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ　クロロプレンモノマー洗浄施設	32	**有機顔料又は合成染料の製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　廃ガス洗浄施設
29	**コールタール製品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ　静置分離器 ハ　タール酸ソーダ硫酸分解施設	33	**合成樹脂製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　縮合反応施設 ロ　水洗施設 ハ　遠心分離機 ニ　静置分離器 ホ　弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ　ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト　中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ　ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ　廃ガス洗浄施設 ヌ　湿式集じん施設
30	**発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　蒸留施設 ハ　遠心分離機 ニ　ろ過施設	34	**合成ゴム製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ろ過施設 ロ　脱水施設 ハ　水洗施設 ニ　ラテックス濃縮施設 ホ　スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
31	**メタン誘導品製造業**の用に供する施設	35	**有機ゴム薬品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　蒸留施設 ロ　分離施設 ハ　廃ガス洗浄施設
		36	**合成洗剤製造業**の用に供する施設であって、次

番号	名称	番号	名称
	に掲げるもの		タ　廃ガス洗浄施設
	イ　廃酸分離施設	38	**石けん製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ　廃ガス洗浄施設		イ　原料精製施設
	ハ　湿式集じん施設		ロ　塩析施設
37	**前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）**の用に供する施設であって、次に掲げるもの	38.2	**界面活性剤製造業**の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
	イ　洗浄施設	39	**硬化油製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ロ　分離施設		イ　脱酸施設
	ハ　ろ過施設		ロ　脱臭施設
	ニ　アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設	40	**脂肪酸製造業**の用に供する蒸留施設
	ホ　アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設	41	**香料製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ヘ　アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		イ　洗浄施設
	ト　イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設		ロ　抽出施設
	チ　エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設	42	**ゼラチン又はにかわの製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	リ　2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設		イ　原料処理施設
	ヌ　シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		ロ　石灰づけ施設
	ル　トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設		ハ　洗浄施設
	ヲ　ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設	43	**写真感光材料製造業**の用に供する感光剤洗浄施設
	ワ　プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器	44	**天然樹脂製品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	カ　メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設		イ　原料処理施設
	ヨ　メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設		ロ　脱水施設
		45	**木材化学工業**の用に供するフルフラール蒸留施設
		46	**第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
			イ　水洗施設
			ロ　ろ過施設
			ハ　ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
			ニ　廃ガス洗浄施設
		47	**医薬品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
			イ　動物原料処理施設
			ロ　ろ過施設
			ハ　分離施設
			ニ　混合施設（第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
			ホ　廃ガス洗浄施設

番号	名称	番号	名称
48	**火薬製造業**の用に供する洗浄施設		るもの
49	**農薬製造業**の用に供する混合施設		イ　水洗式破砕施設
50	**第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業**の用に供する試薬製造施設		ロ　水洗式分別施設
			ハ　酸処理施設
51	**石油精製業（潤滑油再生業を含む。）**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ニ　脱水施設
		59	**砕石業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	イ　脱塩施設		イ　水洗式破砕施設
	ロ　原油常圧蒸留施設		ロ　水洗式分別施設
	ハ　脱硫施設	60	**砂利採取業**の用に供する水洗式分別施設
	ニ　揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設	61	**鉄鋼業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ホ　潤滑油洗浄施設		
51.2	**自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業**の用に供する直接加硫施設		イ　タール及びガス液分離施設
			ロ　ガス冷却洗浄施設
			ハ　圧延施設
			ニ　焼入れ施設
			ホ　湿式集じん施設
51.3	**医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業**の用に供するラテックス成形型洗浄施設	62	**非鉄金属製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
			イ　還元そう
			ロ　電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
52	**皮革製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ハ　焼入れ施設
			ニ　水銀精製施設
	イ　洗浄施設		ホ　廃ガス洗浄施設
	ロ　石灰づけ施設		ヘ　湿式集じん施設
	ハ　タンニンづけ施設	63	**金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ニ　クロム浴施設		
	ホ　染色施設		
53	**ガラス又はガラス製品の製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		イ　焼入れ施設
			ロ　電解式洗浄施設
	イ　研摩洗浄施設		ハ　カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
	ロ　廃ガス洗浄施設		ニ　水銀精製施設
54	**セメント製品製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ホ　廃ガス洗浄施設
		63.2	**空きびん卸売業**の用に供する自動式洗びん施設
	イ 抄造施設		
	ロ 成型機	63.3	**石炭を燃料とする火力発電施設**のうち、廃ガス洗浄施設
	ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)		
55	**生コンクリート製造業**の用に供するバッチャープラント	64	**ガス供給業又はコークス製造業**の用に供する施設であって、次に掲げるもの
56	**有機質砂かべ材製造業**の用に供する混合施設		イ　タール及びガス液分離施設
			ロ　ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
57	**人造黒鉛電極製造業**の用に供する成型施設	64.2	**水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法**
58	**窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業**の用に供する施設であって、次に掲げ		

番号	名称	番号	名称
	律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ　沈でん施設 ロ　ろ過施設		業場に係るものを除く。）
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	66.8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66	電気めっき施設	67	洗濯業の用に供する洗浄施設
66.2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）	68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
66.3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの（住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第 2 条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ　ちゅう房施設 ロ　洗濯施設 ハ　入浴施設	68.2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ）で病床数が 300 以上であるものに供する施設であって、次に掲げるもの イ　ちゅう房施設 ロ　洗浄施設 ハ　入浴施設
66.4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下、単に「総床面積」という。）が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
66.5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設総床面積（総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	69.2	卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ　卸売場 ロ　仲卸売場
66.6	飲食店（次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）
66.7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 平方メートル未満の事	70.2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
		71	自動式車両洗浄施設
		71.2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置され

番号	名称	番号	名称
	るそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの（注 1） イ　洗浄施設 ロ　焼入れ施設		ことを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書きの規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設（注 2）
71.3	**一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）**である焼却施設	71.5	**トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）**
71.4	**産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）**のうち、次に掲げるもの イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設（注 2）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受ける	71.6 72 73 74	**トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）** **し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）** **下水道終末処理施設** **特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設**（前 2 号に掲げるものを除く。）

〇水質汚濁防止法第 2 条第 3 項の指定地域特定施設…建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理人数が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽（総量規制地域に設置するし尿浄化槽に限る。）

(注 1)環境省令で定めるもの(水質汚濁防止法施行規則第 1 条の 2)（特定施設番号 71.2 関係）

1　国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
2　大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るものを除く。)
3　学術研究(人文科学のみに係るものを除く。)又は、製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前 2 号に該当するものを除く。)
4　農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5　保健所
6　検疫所
7　動物検疫所
8　植物防疫所
9　家畜保健衛生所
10　検査業に属する事業場
11　商品検査業に属する事業場
12　臨床検査業に属する事業場
13　犯罪鑑識施設

(注 2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条 （特定施設番号 71.4 関係）

1 汚泥の脱水施設であって、1 日あたりの処理能力が $10m^3$ を超えるもの 2 （略） 3 汚泥（PCB 汚染物及び処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が $5m^3$ を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの 4 廃油の油水分離施設であって、1 日当たりの処理能力が $10m^3$ を超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。） 5 廃油（廃 PCB 等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廃油処理施設を除く。） イ 1 日当たりの処理能力が $1m^3$ を超えるもの ロ 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上のもの ハ 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1 日当たりの処理能力が $50m^3$ を超えるもの 7 （略） 8 廃プラスチック類（PCB 汚染物及び処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1 日当たりの処理能力が 100kg を超えるもの ロ 火格子面積が $2m^2$ 以上のもの 8の2～10 の2 （略） 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 11 の 2 （略） 12 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設 12 の 2 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 13 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 13 の 2～14 （略）

※第 3 号、第 5 号又は第 8 号に掲げるものにあっては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限り 71.4 に該当する。

5　上乗せ排水基準

区域の名称	範囲
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る地先海域並びにこれらに流入する公共用水域
遠賀川水域	遠賀川及びこれに流入する公共用水域
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域 （博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く。）

(1) 瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準

	事業場			業種(施設)			項目及び物質並びにその許容限度(mg/L)							
							BOD 又は COD		SS		ノルマヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	シアン化合物
											動植物油	鉱油		
							平均	最大	平均	最大	最大	最大	最大	最大
一	洞海湾・響灘(北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場(同市小倉北区西港町96番地の2)に至る陸岸の地先海域)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの		全業種			20	30	70	100				
		下水道整備区域以外の地域に所在するもの	既設事業場(昭和45年11月20日において特定施設に相当する施設を設置又は設置の工事に着手していた事業場)	食料品製造業		1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	30	40	30	40	10	2		
						1日の通常の排出水の量が2千立方メートル未満のもの	100	120	70	80	10	2		
				化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業	合成染料製造業(反応型染料及び分散型染料を製造する工程に係るもの。以下同じ)	40	45	30	40	10	2	1	0.5
						その他の有機化学工業製品製造業	40	45	30	40	10	2	1	0.5
					その他の化学工業製品製造業	1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	10	15	50	60	10	2	1	
						1日の通常の排出水の量が2千立方メートル未満のもの	40	50	70	80	10	2	1	
				コークス製造業			50	60	50	60		2	1	
				ガラス又はガラス製品製造業			10	15	120	150				
				窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業			15	20	60	80				
				鉄鋼業		1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	15	20	40	50	10	2	1	0.5
						1日の通常の排出水の量が2千立方メートル未満のもの	60	80	70	80				
				非鉄金属製造業			10	15	20	25		2		
				金属製品製造業			15	20	50	60				
				し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。以下同じ。)			30	45						
				下水道終末処理施設			20	30	70					
				その他の業種			50	60	70	80				
			新規事業場(昭和45年11月21日以降に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し又は特定事業場に該当することとなった事業場)	化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業			10	15	20	25	2	2	1	0.5
				し尿処理施設			30	45						
				指定地域特定施設	平成3年7月31日以前に設置されたもの	合併処理を行うもの	60	80						
						単独処理を行うもの	90	120						
					平成3年8月1日以降に設置されたもの		30	45						
				追加指定施設			50	60	70	80				
				その他の業種(施設)		1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	10	15	20	25	2	2	1	0.5
						1日の通常の排出水の量が2千立方メートル未満のもの	20	30	25	30	2	2	1	

	事業場			業種(施設)			項目及び物質並びにその許容限度(mg/L)							
							BOD 又は COD		SS		ノルマヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	シアン化合物
											動植物油	鉱油		
							平均	最大	平均	最大	最大	最大	最大	最大
二	一を除く瀬戸内海水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの		全業種			20	30	70	100				
		下水道整備地域以外の地域に所在するもの	既設事業場(昭和49年8月1日以前に特定事業場となった事業場)	食料品製造業		1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	30	40	30	40	10			
						1日の通常の排出水の量が5百立方メートル以上2千立方メートル未満のもの	60	80	70	100	15			
						1日の通常の排出水の量が5百立方メートル未満のもの	90	120	120	150	20			
				化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業	エチルアルコール製造業(酵母工業に属するものに限る。)	90	120	70	100	10			
						その他の有機化学工業製品製造業	40	45	30	40	10	2	1	
					その他の化学工業製品製造業	1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	10	15	50	60	10	2	1	
						1日の通常の排出水の量が2千立方メートル未満のもの	40	50	70	80	10	2	1	
				鉄鋼業			15	20	40	50	10	2		
				非鉄金属製造業			10	15	20	25		2		
				金属製品製造業及び機械器具製造業(武器製造業を含む。)			15	20	50	60				
				セメント製品製造業			15	20	50	70				
				紡織製造業			80	100	50	70				
				と畜業			60	80	70	100				
				し尿処理施設			30	45	70	100				
				下水道終末処理施設			20	30	70	100				
				その他の業種(施設)			50	60	70	80	10	2	1	
			新規事業場(昭和49年8月2日以後に特定事業場となった事業場)	化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む。)及びセメント製品製造業			10	15	20	25	2	2	1	
				し尿処理施設			30	45	70	100				
				指定地域特定施設	平成3年7月31日以前に設置されたもの	合併処理を行うもの	60	80						
						単独処理を行うもの	90	120						
					平成3年8月1日以降に設置されたもの		30	45						
				下水道終末処理施設			20	30	70	100				
				追加指定施設			50	60	70	80	10	2	1	
				その他の業種(施設)		1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	10	15	20	25	2	2	1	
						1日の通常の排出水の量が5百立方メートル以上2千立方メートル未満のもの	20	30	25	30	2	2	1	
						1日の通常の排出水の量が5百立方メートル未満のもの	40	50	50	70	10	2	1	

備考

1 「指定地域特定施設」とは瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年法律第 110 号)第 12 条の 2 の規定により水質汚濁防止法第 2 条第 3 項に定める指定地域特定施設とみなされる施設をいう。

2 「特定施設」とは法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

3 一の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号。以下、「施行令」という。)別表第 1 に掲げる施設(備考 4 に掲げるものを除く。)を設置している特定事業場であって、昭和 45 年 11 月 20 日以前に当該施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

4 一の項において「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設をいう。

(1) 施行令別表第 1 第 1 号の 2 に掲げる施設であって、昭和 47 年 10 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(2) 施行令別表第 1 第 66 号の 3 及び第 71 号の 2 に掲げる施設であって、昭和 49 年 12 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(3) 施行令別表第 1 第 64 号の 2 及び第 69 号の 2 に掲げる施設であって、昭和 51 年 6 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(4) 施行令別表第 1 第 68 号の 2 及び第 71 号の 3 に掲げる施設であって、昭和 54 年 5 月 10 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(5) 施行令別表第 1 第 18 号の 2、第 18 号の 3、第 21 号の 2 から 4 まで、第 23 号の 2、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 63 号の 2、第 70 号の 2 及び第 71 号の 4 に掲げる施設であって、昭和 57 年 1 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(6) 施行令別表第 1 第 69 号の 3 に掲げる施設であって、昭和 57 年 7 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(7) 施行令別表第 1 第 66 号の 4 から第 66 号の 8 までに掲げる施設であって、昭和 63 年 10 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(8) 施行令別表第 1 第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる施設であって、平成 3 年 10 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

(9) 施行令別表第 1 第 63 号の 3 に掲げる施設であって、平成 13 年 7 月 1 日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたもの

5 二の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)による改正前の水質汚濁防止法施行令(以下、「昭和 49 年改正政令による改正前の施行令」という。)別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 49 年 8 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

6 二の項において「追加特定施設」とは、備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

7 「食料品製造業」とは、施行令別表第 1 第 2 号から第 18 号までに掲げる特定施設に係るものをいう。

8 「有機化学工業製品製造業」とは、施行令別表第 1 第 28 号から第 37 号まで、第 40 号、第 46 号及び第 47 号に掲げる特定施設にかかるものをいう。

9 「その他の化学工業製品製造業」とは、施行令別表第 1 第 21 号、第 22 号、第 23 号、第 24 号から第 27 号まで、第 38 号、第 39 号、第 41 号から第 45 号まで及び第 48 号から第 50 号までに掲げる特定施設に係るものをいう。

10 「合併処理を行うもの」及び「単独処理を行うもの」は、建築基準法施行令第 32 条の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造を指定する件(昭和 55 年建設省告示第 1292 号。以下、「昭和 55 年の建設省告示」という。)に定めるところによる。

11 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

12 この表に掲げる上乗排水基準は、1 日の通常の排出水の量が 50 立方メートル以上である特定事業場について適用する。

13 生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水(し尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く。)に限って適用する。

14 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。

15 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。

(1) 下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。

(2) 下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後 1 年を経過した日から適用する。

16 食料品製造業のうち、みかん缶詰製造業にかかる生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、その排出水の量のいかんにかかわらず、食料品製造業につき定められた生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

17 施行令別表第 1 第 72 号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあたっては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。

18 指定地域特定施設に係る上乗せ排水基準のうち、平成 3 年 7 月 31 日以前に設置されたものにあっては、一の特定事業場が指定地域特定施設のみを特定施設として設置する場合に限って適用する。

19 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。

(1) 施行令別表第 1 第 66 号の 3、第 66 号の 6 から第 66 号の 8 まで、第 68 号の 2 又は第 71 号の 2 に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く。)が施行令別表第 1 第 72 号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又平成 3 年 8 月 1 日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあっては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設又は指定地域特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。

(2) (1)以外の特定事業場にあっては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場にあっては、当該事業場の主たる業種(製造業にかかる特定事業場にあっては工業出荷額の数値が最大のものをいう。)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

20 備考 19 の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。

(2)　遠賀川水域に係る上乗せ排水基準

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="3">事業場</th><th colspan="3" rowspan="3">業種(施設)</th><th colspan="7">項目及び物質並びにその許容限度（mg/L）</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">BOD 又は COD</th><th colspan="2" rowspan="2">SS</th><th colspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量</th><th rowspan="2">フェノール類含有量</th></tr>
<tr><th>動植物油脂類</th><th>鉱油類</th></tr>
<tr><th colspan="3"></th><th colspan="3"></th><th>日間平均</th><th>最大</th><th>日間平均</th><th>最大</th><th>最大</th><th>最大</th><th>最大</th></tr>
<tr><td colspan="3">下水道整備地域に所在する特定事業場</td><td colspan="3">全業種</td><td>20</td><td>30</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="17">下水道整備区域以外の地域に所在する特定事業場</td><td rowspan="14">既設事業場(昭和 49 年 8 月 1 日以前に特定事業場となった事業場)</td><td rowspan="3">食料品製造業</td><td colspan="2">蒸留酒・混成酒製造業</td><td>90</td><td>120</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の食料品製造業</td><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル以上のもの</td><td>60</td><td>80</td><td>70</td><td>100</td><td>15</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル未満のもの</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td>20</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">染色整理業及び繊維製品製造業</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">紙製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業及び砕石業</td><td></td><td></td><td>50</td><td>70</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">と畜業</td><td>60</td><td>80</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">し尿処理施設</td><td rowspan="2">し尿浄化槽</td><td>処理対象人員が 2 千 1 人以上のもの</td><td>30</td><td>45</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>処理対象人員が 2 千人以下のもの</td><td>60</td><td>80</td><td>90</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のし尿処理施設</td><td>30</td><td>45</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">下水道終末処理施設</td><td>20</td><td>30</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">その他の施設</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">新規事業場(昭和 49 年 8 月 2 日以後に特定事業場となった事業場)</td><td colspan="3">し尿処理施設</td><td>30</td><td>45</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">下水道終末処理施設</td><td>20</td><td>30</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">追加指定施設</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">その他の施設</td><td>1 日の通常の排出水の量が 2 千立方メートル以上のもの</td><td>20</td><td>30</td><td>25</td><td>30</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr>
<tr><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル以上 2 千立方メートル未満のもの</td><td>40</td><td>50</td><td>50</td><td>70</td><td>10</td><td>2</td><td>1</td></tr>
<tr><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル未満のもの</td><td>60</td><td>80</td><td>70</td><td>100</td><td>15</td><td>2</td><td>1</td></tr>
</table>

備考

1　瀬戸内海水域の備考 2、7、11 から 17 まで、及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。

2　「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第 1 に掲げるしせつを設置している特定事業場であって、昭和 49 年 8 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

3　「追加指定施設」とは、瀬戸内海水域の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

(3)　筑前海水域に係る上乗せ排水基準

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="4">事業場</th><th colspan="2" rowspan="3">業種(施設)</th><th colspan="7">項目及び物質並びにその許容限度（mg/L）</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">BOD 又は COD</th><th colspan="2" rowspan="2">SS</th><th colspan="2">ノルマルヘキサン抽出物質含有量</th><th rowspan="2">フェノール類含有量</th></tr>
<tr><th>動植物油脂類</th><th>鉱油類</th></tr>
<tr><th>日間平均</th><th>最大</th><th>日間平均</th><th>最大</th><th>最大</th><th>最大</th><th>最大</th></tr>
<tr><td colspan="3">下水道整備地域に所在する特定事業場</td><td colspan="2">全業種</td><td>20</td><td>30</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="13">下水道整備区域以外の地域に所在する特定事業場</td><td rowspan="7">既設事業場(昭和 53 年 1 月 1 日以前に特定事業場となった事業場)</td><td rowspan="2">食料品製造業</td><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル以上のもの</td><td>60</td><td>80</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル未満のもの</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び畜房施設</td><td>60</td><td>80</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">し尿処理施設</td><td>30</td><td>45</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">下水道終末処理施設</td><td>20</td><td>30</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の施設</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">追加指定施設</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">新規事業場(昭和 53 年 1 月 2 日以後に特定事業場となった事業場)</td><td colspan="2">し尿処理施設</td><td>30</td><td>45</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">下水道終末処理施設</td><td>20</td><td>30</td><td>70</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">追加指定施設</td><td>90</td><td>120</td><td>120</td><td>150</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の施設</td><td>1 日の通常の排出水の量が 2 千立方メートル以上のもの</td><td>20</td><td>30</td><td>25</td><td>30</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr>
<tr><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル以上 2 千立方メートル未満のもの</td><td>40</td><td>50</td><td>50</td><td>70</td><td>10</td><td>2</td><td>1</td></tr>
<tr><td>1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル未満のもの</td><td>60</td><td>80</td><td>70</td><td>100</td><td>15</td><td>2</td><td>1</td></tr>
</table>

備考

1　瀬戸内海水域の備考 2、7、11 から 17 まで、及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。

2「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 54 年政令第 132 号）による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 53 年 1 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

3「追加指定施設」とは、瀬戸内海水域の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

4「畜房施設」とは、施行令別表第 1 第 1 号の 2 に掲げる特定施設に係るものをいう。

6　有害物質・指定物質

（1）有害物質（水質汚濁防止法施行令第２条）

項目	
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	1,4-ジオキサン

（2）指定物質有害物質（水質汚濁防止法施行令第３条の３）

指定物質	
1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチル-ターシヤリ-ブチルエーテル（別名ＭＴＢＥ）
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1, 2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロルピクリン
23	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル（別名ジクロルボス又はＤＤＶＰ）
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はＥＳＰ）
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	Ｎ-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）
31	3, 5-ジクロロ-Ｎ-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）
32	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はＴＰＮ）
33	チオりん酸Ｏ・Ｏ-ジメチル-Ｏ-（3-メチル-4-ニトロフェニル）（別名フェニトロチオン又はＭＥＰ）
34	チオりん酸Ｓ-ベンジル-Ｏ・Ｏ-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はＩＢＰ）
35	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
36	チオりん酸Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）

指定物質	
37	チオりん酸Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－（5-フェニル-3-イソオキサゾリル）（別名イソキサチオン）
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル（別名クロルニトロフェン又はＣＮＰ）
39	チオりん酸Ｏ・Ｏ－ジエチル－Ｏ－（3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル）（別名クロルピリホス）
40	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
41	エチル＝（Ｚ）-3-［Ｎ－ベンジル－Ｎ－［［メチル（１-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ］チオ］アミノ］プロピオナート（別名アラニカルブ）
42	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く）
51	マンガン及びその化合物
52	鉄及びその化合物
53	銅及びその化合物
54	亜鉛及びその化合物
55	フェノール類及びその塩類
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,$1^{3,7}$]デカン（別名　ヘキサメチレンテトラミン）
57	アニリン
58	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
59	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
60	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

7　化学的酸素要求量（COD）に係る総量規制基準
（平成 19 年 6 月 18 日福岡県告示第 1208 号）

総量規制基準は、事業場ごとに次の算式により定められる。

① 昭和 55 年 6 月 30 日までに設置され、その後増設のない事業場

$$L_C = C_{C0} \times Q_{C0} \times 10^{-3}$$

L_C：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
C_{C0}：別表に掲げる COD（mg/L）
Q_{C0}：特定排出水の量（m^3/日）

② 昭和 55 年 7 月 1 日以降新増設のあった事業場

$$L_C = \left(C_{C0} \times Q_{C0} + C_{Ci} \times Q_{Ci} + C_{Ci} \times Q_{Ci}\right) \times 10^{-3}$$

L_C：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）
C_{C0}：別表に掲げる COD（mg/L）
C_{Ci}：別表に掲げる COD（mg/L）
C_{Cj}：別表に掲げる COD（mg/L）
Q_{C0}：特定排出水の量（Q_{Ci} 及び Q_{Cj} を除く）（m^3/日）
Q_{Ci}：昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更（以下、「新増設」という。）により増加した特定排出水の量（m^3/日）
Q_{Cj}：平成 3 年 7 月 1 日以降の新増設により増加した特定排出水の量（m^3/日）

（注）・特定排出水とは、特定事業場から排出される排出水のうち、専ら冷却用、減圧用等汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。
・1事業場に複数の業種がある場合には、業種ごとに算出した値を合計した負荷量が、許容汚濁負荷量となる。

業種区分別 C 値一覧表（化学的酸素要求量）

整理番号	業種その他の区分	C_{C0}	C_{Ci}	C_{Cj}
2	畜産農業	70	70	60
3	天然ガス鉱業	60	60	60
4	非金属鉱業	20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	40	40	30
6	乳製品製造業	30	30	20
7	畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30
9	寒天製造業	80	80	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食料品製造業（整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味そ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖製造業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業（整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	めん類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	20	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20
48	単体飼料製造業	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20
51	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	30	30	30
55	繊維工業（整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	90	90	90

COD

整理番号	業種その他の区分	C_{C0}	C_{Ci}	C_{Cj}
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	30	30	30
71-1	〃　（接着機洗浄水を循環するもの）	10	10	10
75	木材薬品処理業	20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の難解工程を含む。）に係るもの	110	100	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外の原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40
89	機械すき和紙製造業	60	60	60
90	手すき和紙製造業	90	90	80
91	塗工紙製造業	20	20	20

COD

整理番号	業種その他の区分	C_{C0}	C_{Ci}	C_{Cj}
92	段ボール製造業	40	40	40
93	重包装紙袋製造業	70	70	70
94	セロファン製造業	40	40	40
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50
101	製版業	50	50	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30
103	複合肥料製造業	30	30	30
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	30	30	30
105	ソーダ工業	20	20	20
106	電炉工業	20	20	20
107	無機顔料製造業	20	20	20
107-1	〃　（黄鉛製造工程を有するもの）	60	60	50
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20
108-1	〃　（硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く）製造工程）	70	70	60
108-2	〃　（希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程）	50	50	50
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40
109-1	〃　（青酸誘導品含有排水を排出する工程）	210	210	190
109-2	〃　（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程）	100	80	80
109-3	〃　（エピクロルヒドリン製造工程）	140	130	130
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30
110-1	〃　（合成染料又は合成染料中間物の製造工程）	190	190	180
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20
111-1	〃　（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程	70	70	70
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40
112-1	〃　（乳化重合法による合成ゴム製造工程）	50	50	50
112-2	〃　（クロロプレンゴム製造工程）	130	130	130
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50
113-1	〃　（有機ゴム薬品製造工程）	270	260	260
113-2	〃　（有機農薬原体製造工程）	180	180	160
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50
115-1	〃　（青酸誘導品含有排水を排出する工程）	210	210	190
115-2	〃　（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程）	100	80	80
115-2	〃　（エピクロルヒドリン製造工程）	140	130	130
116	メタン誘導品製造業	30	30	20
117	発酵工業	120	110	110
118	コールタール製品製造業	120	120	120
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30
119-1	〃　（合成染料又は合成染料中間物の製造工程）	190	190	190
120	プラスチック製造業	30	20	20
120-1	〃　（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程）	70	50	50

COD

整理番号	業種その他の区分	C_{C0}	C_{Ci}	C_{Cj}
120-2	〃　（硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程）	60	60	50
121	合成ゴム製造業	40	40	40
121-1	〃　（乳化重合法による合成ゴム製造工程）	70	70	70
121-2	合成ゴム製造業（クロロプレンゴム製造工程）	130	130	130
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50
122-1	〃　（有機ゴム薬品製造工程）	280	270	270
122-2	〃　（有機農薬原体製造工程）	180	180	160
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30
125	合成繊維製造業	30	20	20
125-1	〃　（アクリル系繊維製造工程）	60	40	30
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40
129	塗料製造業	40	40	40
130	印刷インキ製造業	40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60
132	医薬品製剤製造業	30	30	30
133	生物学的製剤製造業	30	30	30
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20
135	動物用医薬品製造業	60	60	50
136	火薬類製造業	20	20	20
136-1	〃　（硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程）	60	60	50
137	農薬製造業	30	30	20
138	合成香料製造業	120	110	110
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業	30	30	20
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20
143	写真感光材料製造業	10	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40
147	石油精製業	20	20	20
147-1	〃　（潤滑油製造工程を有するもの）	30	30	30
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30
148-1	〃　（硫酸洗浄工程を有するもの）	40	40	40
149	コークス製造業	180	180	90
150	石油コークス製造業	70	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成形型洗浄工程に係るもの	60	40	40
153	ゴム製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	20	20	20
154	なめしかわ製造業	100	100	100
155	毛皮製造業	50	50	50
156	板ガラス製造業	10	10	10
157	板ガラス加工業	10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10
159	ガラス容器製造業	10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50
163	ガラス繊維・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10

COD

整理番号	業種その他の区分	C_{C0}	C_{Ci}	C_{Cj}
165	生コンクリート製造業	10	10	10
166	コンクリート製品製造業	10	10	10
167	セメント製品製造業（前 2 項掲げるものを除く。）	10	10	10
168	黒鉛電極製造業	20	20	20
169	砕石製造業	20	20	20
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20
172	うわ薬製造業	20	20	20
173	高炉による製鉄業	10	10	10
173-1	〃　（コークス炉を有するもの）	40	30	30
175	フェロアロイ製造業	20	20	20
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	20	20	20
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び 183 の項に掲げるものを除く。）	20	20	20
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び 183 の項に掲げるものを除く。）	20	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20
182	鋼管製造業	20	20	20
183	伸鉄業	10	10	10
184	磨棒鋼製造業	10	10	10
185	引抜鋼管製造業	10	10	10
186	伸線業	10	10	10
187	ブリキ製造業	20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20
189	めっき鋼管製造業	20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10
192	鍛鋼製造業	10	10	10
193	鍛工品製造業	10	10	10
194	鋳鋼製造業	10	10	10
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	10	10	10
196	鋳鉄管製造業	10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10
198	鉄粉製造業	10	10	10
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10
200	非鉄金属製造業	10	10	10
201	電気めっき業	40	40	40
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10
203	一般機械器具製造業	10	10	10
204	電子回路製造業	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10
207	精密機械器具製造業	10	10	10
208	ガス製造工場	20	20	20
209	下水道業	20	20	20
210	空瓶卸売業	30	20	20
211	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。）	30	30	20
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30
213	飲食店	50	40	30
213-1	〃　（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）	30	30	30
214	宿泊業	50	40	30
214-1	〃　（平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるし尿浄化槽を使	30	30	30

COD

整理番号	業種その他の区分	C_{C0}	C_{Ci}	C_{Cj}
	用するもの)			
215	リネンサプライ業	40	40	30
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60
219	自動車整備業	20	20	20
220	病院	30	30	30
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	30	30	30
221-1	〃 (建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のもの(平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるものを除く。))	40	30	30
221-2	〃 (建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 5,000 人以下のものであって、昭和 55 年建設省告示第 1292 号が適用される前のもの)	40	40	30
221-3	〃 (建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 3 項第 2 号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの(平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるものに限る。))	25	25	25
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)	50	50	40
222-1	〃 (平成 18 年 2 月 1 日以降に設置されるもの)	30	30	30
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	40	30	20
224	ごみ処理業	30	30	30
225	廃油処理業	20	20	20
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40
228	と畜業	40	40	40
229	中央卸売市場	20	20	20
230	地方卸売市場	20	20	20
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号)第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	20	20	20
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	10	10	10
232-1	〃 (指定地域内事業場のし尿又は雑排水(整理番号の 209 の項、212 の項、220 の項、221 の項、222 の項、223 の項及び 231 の項を除く。))	65	50	50

8　窒素含有量(T-N)に係る総量規制基準

(平成 19 年 6 月 18 日福岡県告示第 1209 号)

総量規制基準は、事業場ごとに次の算式により定められる。

① 平成 14 年 9 月 30 日までに設置され、その後増設のない事業場

$$L_N = C_{N0} \times Q_{N0} \times 10^{-3}$$

L_N :排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)

C_{N0}:別表に掲げる窒素含有量(mg/L)

Q_{N0}:特定排出水の量 (m^3/日)

② 平成 14 年 10 月 1 日以降新増設のあった事業場

$$L_N = \left(C_{N0} \times Q_{N0} + C_{Ni} \times Q_{Ni}\right) \times 10^{-3}$$

L_N :排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)

C_{N0}:別表に掲げる窒素含有量 (mg/L)

C_{Ni}:別表に掲げる窒素含有量(mg/L)

Q_{N0}:特定排出水の量(Q_{Ni}を除く) (m^3/日)

Q_{Ni}:平成 14 年 10 月 1 日以降の新増設により増加した特定排出水の量 (m^3/日)

(注) ・特定排出水とは、特定事業場から排出される排出水のうち、専ら冷却用、減圧用等汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。

・1事業場に複数の業種がある場合には、業種ごとに算出した値を合計した負荷量が、許容汚濁負荷量となる。

業種区分別 C 値一覧表(窒素含有量)

整理番号	業種その他の区分	C_{N0}	C_{Ni}
2	畜産農業	60	60
3	天然ガス鉱業	60	60
4	非金属鉱業	15	15
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10
6	乳製品製造業	20	10
7	畜産食料品製造業(前 2 項に掲げるものを除く。)	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10
9	寒天製造業	20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10
12	冷凍水産物製造業	45	10
13	冷凍水産食品製造業	45	10
14	水産食料品製造業(整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10
16	野菜漬物製造業	20	10
17	味そ製造業	20	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10
19	うま味調味料製造業	20	10
20	ソース製造業	20	10
21	食酢製造業	20	10
22	砂糖製造業	20	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10
24	小麦粉製造業	20	10
25	パン製造業	20	10
26	生菓子製造業	20	10
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10
28	米菓製造業	20	10
29	パン・菓子製造業(整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
30	植物油脂製造業	20	10
31	動物油脂製造業	20	10
32	食用油脂加工業	20	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10
34	穀類でんぷん製造業	20	10
35	めん類製造業	20	10
37	豆腐・油揚製造業	30	10
38	あん類製造業	20	10
39	冷凍調理食品製造業	30	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10
41	清涼飲料製造業	20	10
42	果実酒製造業	20	10
43	ビール製造業	20	10
44	清酒製造業	20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10
46	インスタントコーヒー製造業	20	10
47	配合飼料製造業	20	10
48	単体飼料製造業	20	10
49	有機質肥料製造業	20	10
50	たばこ製造業	20	10
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	20	10
55	繊維工業(整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	20	10

整理番号	業種その他の区分	C_{N0}	C_{Ni}
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10
59-1	〃　（綿織物捺染工程）	60	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	20	10
75	木材薬品処理業	20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の難解工程を含む。）に係るもの	20	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外の原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの	20	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10
89	機械すき和紙製造業	20	10
90	手すき和紙製造業	20	10
91	塗工紙製造業	20	10
92	段ボール製造業	20	10

整理番号	業種その他の区分	C_{N0}	C_{Ni}
93	重包装紙袋製造業	20	10
94	セロファン製造業	20	10
95	乾式法による繊維板製造業	20	10
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10
101	製版業	20	10
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10
102-1	〃　(アンモニア製造工程)	40	30
102-2	〃　(アンモニア誘導品製造工程)	200	200
102-3	〃　(尿素製造工程)	1500	1200
103	複合肥料製造業	15	10
104	化学肥料製造業(前 2 項に掲げるものを除く。)	15	10
105	ソーダ工業	15	10
106	電炉工業	15	10
107	無機顔料製造業	50	40
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	40
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10
109-1	〃　(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	50	40
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10
110-1	〃　(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	60	50
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10
112-1	〃　(窒素又はその化合物を乳化助剤として使用するもの)	50	40
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10
113-1	〃　(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	20	15
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
115	脂肪族系中間物製造業	15	10
115-1	〃　(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	50	40
115-2	〃　(青酸誘導品含有排水を排出する工程)	500	500
116	メタン誘導品製造業	15	10
117	発酵工業	15	10
118	コールタール製品製造業	1000	1000
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10
119-1	〃　(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	60	50
120	プラスチック製造業	15	10
120-1	〃　(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの)	50	40
121	合成ゴム製造業	15	10
121-1	〃　(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの)	50	40
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10
122-1	〃　(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)	20	15
122-2	〃　(イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程)	20	15
122-3	〃　(メラミン製造工程)	850	850
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10
125	合成繊維製造業	15	10

整理番号	業種その他の区分	C_{N0}	C_{Ni}
125-1	〃　（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）	50	40
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10
129	塗料製造業	15	10
130	印刷インキ製造業	15	10
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10
131-1	〃　（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	75	20
132	医薬品製剤製造業	15	10
133	生物学的製剤製造業	15	10
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10
135	動物用医薬品製造業	15	10
136	火薬類製造業	15	10
137	農薬製造業	15	10
138	合成香料製造業	15	10
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業	15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	15	10
143	写真感光材料製造業	15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10
145	イオン交換樹脂製造業	15	10
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10
147	石油精製業	20	10
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10
149	コークス製造業	1000	800
150	石油コークス製造業	20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成形型洗浄工程に係るもの	20	10
153	ゴム製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	20	10
154	なめしかわ製造業	20	10
155	毛皮製造業	20	10
156	板ガラス製造業	20	10
157	板ガラス加工業	20	10
158	ガラス製加工素材製造業	20	10
159	ガラス容器製造業	20	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10
163	ガラス繊維・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10
165	生コンクリート製造業	20	10
166	コンクリート製品製造業	20	10
167	セメント製品製造業（前 2 項掲げるものを除く。）	20	10
168	黒鉛電極製造業	20	10
169	砕石製造業	20	10
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10
172	うわ薬製造業	20	10
173	高炉による製鉄業	15	10
173-1	〃　（コークス製造工程）	1000	800
173-2	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
175	フェロアロイ製造業	15	10
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10

整理番号	業種その他の区分	C_{N0}	C_{Ni}
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び 183 の項に掲げるものを除く。）	15	10
179-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び 183 の項に掲げるものを除く。）	15	10
180-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10
181-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
182	鋼管製造業	15	10
182-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
183	伸鉄業	15	10
183-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
184	磨棒鋼製造業	15	10
184-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
185	引抜鋼管製造業	15	10
185-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
186	伸線業	15	10
186-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
187	ブリキ製造業	15	10
188	亜鉛鉄板製造業	15	10
189	めっき鋼管製造業	15	10
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10
191	表面処理鋼材製造業（整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10
191-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
192	鍛鋼製造業	15	10
193	鍛工品製造業	15	10
194	鋳鋼製造業	15	10
195	銑鉄鋳物製造業（次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。）	15	10
196	鋳鉄管製造業	15	10
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10
198	鉄粉製造業	15	10
199	鉄鋼業（整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10
199-1	〃　（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
200	非鉄金属製造業	20	10
201	電気めっき業	20	10
201-1	〃　（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）	60	50
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10
202-1	〃　（溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。））	60	50
202-2	〃　（アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。））	60	50
203	一般機械器具製造業	20	10
204	電子回路製造業	20	10
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10
205-1	〃　（民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）又は、半導体素子製造工程）	30	20
206	輸送用機械器具製造業	20	10
206-1	〃　（自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。））	25	20
207	精密機械器具製造業	20	10
207-1	〃　（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。））	30	10

T-N

整理番号	業種その他の区分	C_{N0}	C_{Ni}
208	ガス製造工場	20	10
209	下水道業	20	10
209-1	下水道業(平成 14 年 9 月 30 日までに他事業により設置された汚水処理施設)	20	20
210	空瓶卸売業	25	15
211	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)	25	15
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15
213	飲食店	25	15
214	宿泊業	25	15
215	リネンサプライ業	25	15
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	15
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25	15
219	自動車整備業	25	15
220	病院	25	15
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	30	10
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)	30	10
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	20	10
224	ごみ処理業	25	15
225	廃油処理業	25	15
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	40	20
227	死亡獣畜取扱業	25	15
228	と畜業	25	15
229	中央卸売市場	25	15
230	地方卸売市場	25	15
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号)第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	25	15
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	10	10
232-1	〃 (指定地域内事業場のし尿又は雑排水(整理番号の 209 の項、212 の項、220 の項、221 の項、222 の項、223 の項及び 231 の項を除く。))	45	45

9　りん含有量(T-P)に係る総量規制基準
(平成 19 年 6 月 18 日福岡県告示第 1210 号)

総量規制基準は、事業場ごとに次の算式により定められる。

① 平成 14 年 9 月 30 日までに設置され、その後増設のない事業場

$$L_P = C_{P0} \times Q_{P0} \times 10^{-3}$$

L_P :排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)
C_{P0}:別表に掲げるりん含有量(mg/L)
Q_{P0}:特定排出水の量 (m^3/日)

② 平成 14 年 10 月 1 日以降新増設のあった事業場

$$L_P = \left(C_{P0} \times Q_{P0} + C_{Pi} \times Q_{Pi}\right) \times 10^{-3}$$

L_P :排出が許容される汚濁負荷量(kg/日)
C_{P0}:別表に掲げるりん含有量 (mg/L)
C_{Pi}:別表に掲げるりん含有量(mg/L)
Q_{P0}:特定排出水の量(Q_{Ni}を除く) (m^3/日)
Q_{Pi}:平成 14 年 10 月 1 日以降の新増設により増加した特定排出水の量 (m^3/日)

(注) ・特定排出水とは、特定事業場から排出される排出水のうち、専ら冷却用、減圧用等汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。
・1事業場に複数の業種がある場合には、業種ごとに算出した値を合計した負荷量が、許容汚濁負荷量となる。

業種区分別 C 値一覧表(りん含有量)

整理番号	業種その他の区分	C_{P0}	C_{Pi}
2	畜産農業	8	8
3	天然ガス鉱業	2	1
4	非金属鉱業	1.5	1.5
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	4	1
6	乳製品製造業	5	1
7	畜産食料品製造業(前 2 項に掲げるものを除く。)	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5
9	寒天製造業	3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	3	1.5
12	冷凍水産物製造業	3	1.5
13	冷凍水産食品製造業	4	1
14	水産食料品製造業(整理番号 8 の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1.5
16	野菜漬物製造業	3	1.5
17	味そ製造業	4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5
19	うま味調味料製造業	3	1.5
20	ソース製造業	3	1.5
21	食酢製造業	3	1.5
22	砂糖製造業	3	1.5
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5
24	小麦粉製造業	3	1.5
25	パン製造業	3	1.5
26	生菓子製造業	6	1
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5
28	米菓製造業	3	1.5
29	パン・菓子製造業(整理番号 25 の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	1.5
30	植物油脂製造業	4	1.5
31	動物油脂製造業	2	1
32	食用油脂加工業	3	1.5
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5
35	めん類製造業	3	1.5
37	豆腐・油揚製造業	5	1
38	あん類製造業	5	1
39	冷凍調理食品製造業	8	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5
41	清涼飲料製造業	3	1.5
42	果実酒製造業	3	1.5
43	ビール製造業	3	1.5
44	清酒製造業	3	1.5
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5
47	配合飼料製造業	2	1
48	単体飼料製造業	2	1
49	有機質肥料製造業	2	1
50	たばこ製造業	2	1
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	2	1
55	繊維工業(整理番号 51 の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	2	1
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	2	1

整理番号	業種その他の区分	C_{P0}	C_{Pi}
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1
68	繊維工業（整理番号 55 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1
71	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	2	1
75	木材薬品処理業	2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の難解工程を含む。）に係るもの	2	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外の原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの	2	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1
89	機械すき和紙製造業	2	1
90	手すき和紙製造業	2	1
91	塗工紙製造業	2	1
92	段ボール製造業	2	1
93	重包装紙袋製造業	2	1

整理番号	業種その他の区分	C_{P0}	C_{Pi}
94	セロファン製造業	2	1
95	乾式法による繊維板製造業	2	1
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	2	1
101	製版業	2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1
103	複合肥料製造業	2	1
104	化学肥料製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	2	1
105	ソーダ工業	2	1
106	電炉工業	2	1
107	無機顔料製造業	2	1
108	無機化学工業製品製造業（整理番号 105 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1
109-1	〃　（りん又はその化合物を原料として使用するもの）	6.5	4
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1
110-1	〃　（りん又はその化合物を原料として使用するもの）	6.5	4
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1
113-1	〃　（りん又はその化合物を原料として使用するもの）	6.5	4
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号 109 から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
115	脂肪族系中間物製造業	2	1
115-1	〃　（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）	6.5	4
116	メタン誘導品製造業	2	1
117	発酵工業	2	1
118	コールタール製品製造業	2	1
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1
119-1	〃　（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）	6.5	4
120	プラスチック製造業	2	1
121	合成ゴム製造業	2	1
122	有機化学工業製品製造業（整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1
125	合成繊維製造業	2	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
129	塗料製造業	2	1
130	印刷インキ製造業	2	1
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1
131-1	〃　（医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）	6	1
132	医薬品製剤製造業	2	1
133	生物学的製剤製造業	2	1
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1

整理番号	業種その他の区分	C_{P0}	C_{Pi}
135	動物用医薬品製造業	2	1
136	火薬類製造業	2	1
137	農薬製造業	2	1
138	合成香料製造業	2	1
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調製品製造業	2	1
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	2	1
143	写真感光材料製造業	2	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1
145	イオン交換樹脂製造業	2	1
146	化学工業（整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
147	石油精製業	2	1
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
149	コークス製造業	2	1
150	石油コークス製造業	2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成形型洗浄工程に係るもの	2	1
153	ゴム製品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。）	2	1
154	なめしかわ製造業	2	1
155	毛皮製造業	2	1
156	板ガラス製造業	2	1
157	板ガラス加工業	2	1
158	ガラス製加工素材製造業	2	1
159	ガラス容器製造業	2	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1
163	ガラス繊維・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
164	ガラス・同製品製造業（整理番号 156 の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1
165	生コンクリート製造業	2	1
166	コンクリート製品製造業	2	1
167	セメント製品製造業（前 2 項掲げるものを除く。）	2	1
168	黒鉛電極製造業	2	1
169	砕石製造業	2	1
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	1
172	うわ薬製造業	2	1
173	高炉による製鉄業	2	1
175	フェロアロイ製造業	2	1
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	2	1
179	熱間圧延業（整理番号 182 の項及び 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1
180	冷間圧延業（整理番号 182 の項及び 183 の項に掲げるものを除く。）	2	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1
182	鋼管製造業	2	1
183	伸鉄業	2	1
184	磨棒鋼製造業	2	1
185	引抜鋼管製造業	2	1
186	伸線業	2	1
187	ブリキ製造業	2	1
188	亜鉛鉄板製造業	2	1
189	めっき鋼管製造業	2	1
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1

整理番号	業種その他の区分	C_{P0}	C_{Pi}
191	表面処理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
192	鍛鋼製造業	2	1
193	鍛工品製造業	2	1
194	鋳鋼製造業	2	1
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲げるものを除く。)	2	1
196	鋳鉄管製造業	2	1
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1
198	鉄粉製造業	2	1
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
200	非鉄金属製造業	2	1
201	電気めっき業	2	1
201-1	〃 (りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)	4	1
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1
202-1	〃 (溶融めっき工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))	4	1
202-2	〃 (アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))	8	1
203	一般機械器具製造業	2	1
204	電子回路製造業	2	1
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に係るものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	2	1
205-1	〃 (民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)又は、半導体素子製造工程)	6	1
206	輸送用機械器具製造業	2	1
206-1	〃 (自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))	4	1
207	精密機械器具製造業	2	1
208	ガス製造工場	2	1
209	下水道業	2	1
209-1	下水道業(平成 14 年 9 月 30 日までに他事業により設置された汚水処理施設)	2	2
210	空瓶卸売業	4	2
211	共同調理場(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 に規定する施設をいう。)	4	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2
213	飲食店	4	2
214	宿泊業	4	2
215	リネンサプライ業	5	1
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	5	1
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2
219	自動車整備業	4	2
220	病院	4	2
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	3	1
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)	3	1
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	2	1
224	ごみ処理業	4	2
225	廃油処理業	4	2
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	4	1

整理番号	業種その他の区分	C_{P0}	C_{Pi}
227	死亡獣畜取扱業	4	2
228	と畜業	4	2
229	中央卸売市場	4	2
230	地方卸売市場	4	2
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号)第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	4	2
232	整理番号 2 の項から前項までに分類されないもの	1	1
232-1	〃 (指定地域内事業場のし尿又は雑排水(整理番号の 209 の項、212 の項、220 の項、221 の項、222 の項、223 の項及び 231 の項を除く。))	4.5	4.5

１０　瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域

北九州市における瀬戸内法の対象となる区域は、次の区域を除いた市域である。

若松区･･･大字有毛（字赤道、字岩名、字海老川、字高尾、字辻、字西ノ上及び字浜山に限る。）、大字乙丸（字岩河内、字大牟田、字笠松、字小牟田、字新池及び字椎牟田に限る。）、大字小敷（字太閤水及び字三ツ松に限る。）、大字高須、高須西一丁目、高須西二丁目、高須南一丁目～高須南五丁目、高須東一丁目～高須東四丁目、高須北一丁目～高須北三丁目、青葉台西三丁目～青葉台西六丁目、青葉台南一丁目～青葉台南三丁目、花野路一丁目～花野路三丁目

八幡西区･･･大字浅川、浅川台一丁目～浅川台三丁目、大字香月、吉祥寺町、大字楠橋、大字木屋瀬、大字金剛、大字笹田、白岩町、自由ヶ丘、大字野面、大字畑、大字馬場山、浅川日の峯一丁目～浅川日の峯四丁目、小嶺台二丁目～小嶺台四丁目、浅川一丁目、浅川二丁目、藤原一丁目～藤原四丁目、船越一丁目～船越三丁目、下畑町、馬場山東一丁目～馬場山東三丁目、東石坂町、池田一丁目～池田三丁目、石坂一丁目～石坂三丁目、香月中央一丁目～香月中央五丁目、香月西一丁目～香月西四丁目、上香月一丁目～上香月四丁目、茶屋の原一丁目～茶屋の原四丁目、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目～楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目～楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目～楠橋南三丁目、木屋瀬一丁目～木屋瀬五丁目、木屋瀬東一丁目～木屋瀬東四丁目、千代一丁目～千代五丁目、真名子一丁目、真名子二丁目、椋枝一丁目、椋枝二丁目、金剛一丁目～金剛四丁目、野面一丁目、野面二丁目、浅川学園台一丁目～浅川学園台四丁目、高江一丁目～高江五丁目、星ヶ丘一丁目～星ヶ丘七丁目、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、浅川町、岩崎一丁目～岩崎四丁目、楠北一丁目～楠北三丁目

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第３条　別表第１の一部）

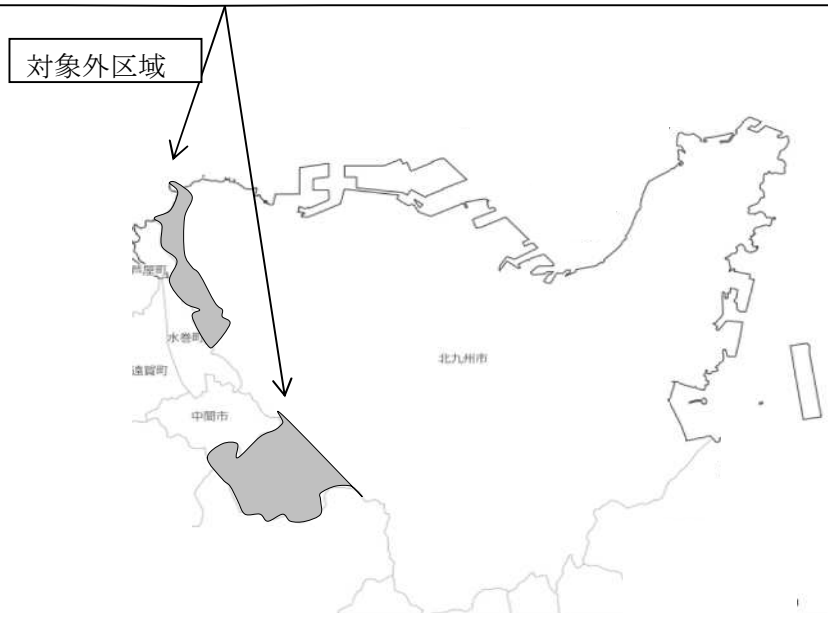

１１　汚水に係る指定施設（北九州市公害防止条例施行規則別表第２の１）

番号	記号	業　　種	細番号	施　　設　　名
1		食料品製造業（１の工場又は事業場からの１日の通常の排水量が 50 立方メートル以上のもの）	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	浸せき又はさらしの施設
			(3)	圧搾施設
			(4)	摩砕施設
			(5)	発酵施設
			(6)	蒸留施設
			(7)	沈でん施設
			(8)	ろ過施設
			(9)	吸着施設（イオン交換施設を含む。）
			(10)	分離施設
			(11)	抽出施設
			(12)	解凍施設
			(13)	血抜施設
			(14)	蒸発又は濃縮の施設
			(15)	蒸煮又は湯煮の施設
			(16)	薬品処理施設
			(17)	混合施設
			(18)	容器洗浄施設
2	ア	繊維工業（衣服その他の繊維製品に係るものを除く。）並びになめし革、なめし革製品及び毛皮の製造業	(1)	酸又はアルカリの処理施設
			(2)	洗浄施設
			(3)	縮毛施設
			(4)	のり付け施設
			(5)	のり抜き施設
			(6)	樹脂加工その他の整理の施設
	イ	パルプ、紙及び紙加工品の製造業	(1)	こう解施設
			(2)	ろ過施設
3	ア	石油製品及び石炭製品の製造業	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	原料又は製品の冷却施設
			(3)	蒸留施設
			(4)	酸又はアルカリの処理施設
			(5)	ろ過施設
			(6)	抽出施設
			(7)	分解施設
			(8)	分離施設
	イ	化学工業	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	原料又は製品の冷却施設
			(3)	浸せき施設
			(4)	反応施設
			(5)	分解施設
			(6)	脱水施設

番号	記号	業　　種	細番号	施　　設　　名
			(7)	分離施設
			(8)	沈でん施設
			(9)	ろ過施設
			(10)	吸着施設（イオン交換施設を含む。）
			(11)	結晶析出施設
			(12)	ガス洗浄施設
			(13)	抽出施設
			(14)	発酵施設
			(15)	蒸留施設
			(16)	回収施設
			(17)	けん化施設
			(18)	塩析施設
			(19)	化学繊維の紡糸施設
			(20)	電解施設
			(21)	容器洗浄施設
			(22)	混合施設
			(23)	水簸施設
4	ア	窯業及び土石製品の製造業	(1)	水簸施設
			(2)	調合又は混和の施設
			(3)	成型施設
			(4)	洗浄施設
			(5)	薬品処理施設
			(6)	研摩施設
	イ	鉄鋼業	(1)	洗炭施設
			(2)	化成品による加工施設
			(3)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
			(4)	熱処理施設
			(5)	ライニング施設
	ウ	非鉄金属製造業	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	選鉱施設
			(3)	圧延施設
			(4)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
			(5)	排ガス冷却施設
			(6)	反応施設
			(7)	分解施設
			(8)	脱水施設
			(9)	分離施設
			(10)	沈でん施設
			(11)	ろ過施設
			(12)	結晶施設
			(13)	熱処理施設

番号	記号	業　　種	細番号	施　　設　　名
	エ	金属製品及び機械器具の製造業	(1)	圧延施設
			(2)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
			(3)	電解施設
			(4)	熱処理施設
			(5)	成型施設
			(6)	塗装・水洗ブース施設
			(7)	電池用薬品充てん施設
5		その他の産業		給食業の用に供する給食用調理施設 （排水量　100m^3/日以上のもの）

備考：次に掲げる施設は、指定施設から除く。

1　水質汚濁防止法第2条第6項の特定事業場に設置する施設

2　鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設

3　電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物であって汚水を排出する施設

１２　水質事故報告書

事故時の措置に係る届出書

年　　月　　日

北九州市長　　様

届出者　　氏名又は名称及び住所並びに法人に
あってはその代表者の氏名　　印

水質汚濁防止法第１４条の２第１項、第２項又は第３項の規定により、事故の状況及び講じた対策について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故発生時刻	
流出物質・量	
流出先	
事故発生施設	
事故の原因	別紙のとおり
講じた措置の内容	別紙のとおり
担当者	
電話番号	
備考	

※　必要に応じて写真や図面、対策スケジュール等を添付すること

１３　土壌汚染対策法による規制

(1)　目的

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

(2)　特定有害物質

土壌に含まれていることに起因して、人の健康に影響を及ぼす、重金属類等 26 物質が、特定有害物質として基準が定められている。(参考資料 14　土壌の汚染状態に関する指定基準　P99 参照)

(3)　土壌汚染状況調査

土壌汚染を把握するために以下の場合において、当該土地の特定有害物質による汚染について、指定調査機関に調査させ、報告しなければならない。

(ⅰ)法第 3 条に係るもの

・有害物質使用特定施設を廃止した場合、廃止後 120 日以内に汚染状況について報告が必要。ただし、当該土地の予定される利用の方法からみて、人の健康被害を生ずるおそれがないことを市長が確認したときは、この限りではない。

・一時的に調査を免除した土地で 900 平方メートル以上の土地の形質変更をする場合届出が必要。届出後、市長から調査命令を受けた場合

(ⅱ)　法第 4 条に係るもの

・3,000 平方メートル以上の土地の形質の変更をする場合、形質を変更する 30 日前までに届出が必要。届出後、当該土地において土壌汚染のおそれがあるとして、市長から調査命令を受けた場合

・有害物質使用特定施設を設置または設置していた工場・事業場で 900 平方メートル以上の形質変更を行う場合届出が必要。届出後市長から調査命令を受けた場合

(ⅲ)　法第 5 条に係るもの

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとして、市長から調査命令を受けた場合

(4)　区域の指定

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超える汚染が判明した場合、市長は、その土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下、「要措置区域等」という。）に指定する。

(ⅰ)　要措置区域：人の健康被害を生ずるおそれがある土地

(ⅱ)　形質変更時要届出区域：人の健康被害を生ずるおそれがない土地

(5)　汚染の除去等の措置

要措置区域に指定された場合、土地の形質変更は原則禁止となり、市長は土地所有者又は汚染原因者に汚染の除去等の措置計画を作成し、提出することを指示する。当該計画に従った措置が履行されないときは、措置を命令することができる。

(6)　形質変更時要届出区域における土地の形質変更及び改善命令

形質変更時要届出区域に指定された土地を形質変更しようとする場合は、工事着手の 14 日前までに届出しなければならない。

届出の内容が適切でない場合には、市長は計画変更を命令することができる。

(7)　指定の申請

自主的な土壌調査等により汚染が判明した場合、土地所有者等は、当該土地を要措置区域等に指定することを申請することができる。

(8)　汚染土壌の搬出等に関する規制

要措置区域等の土壌を区域外へ搬出する場合、搬出する 14 日前までに、届出なければならない。

土壌の運搬は運搬基準により行い、搬出土壌は汚染土壌処理業者に処理を委託しなければならない。

(9)　汚染土壌処理業

要措置区域等から搬出される汚染土壌を処理する場合、汚染土壌処理業の許可を受けなければならない。

土壌汚染対策法手続きフロー図

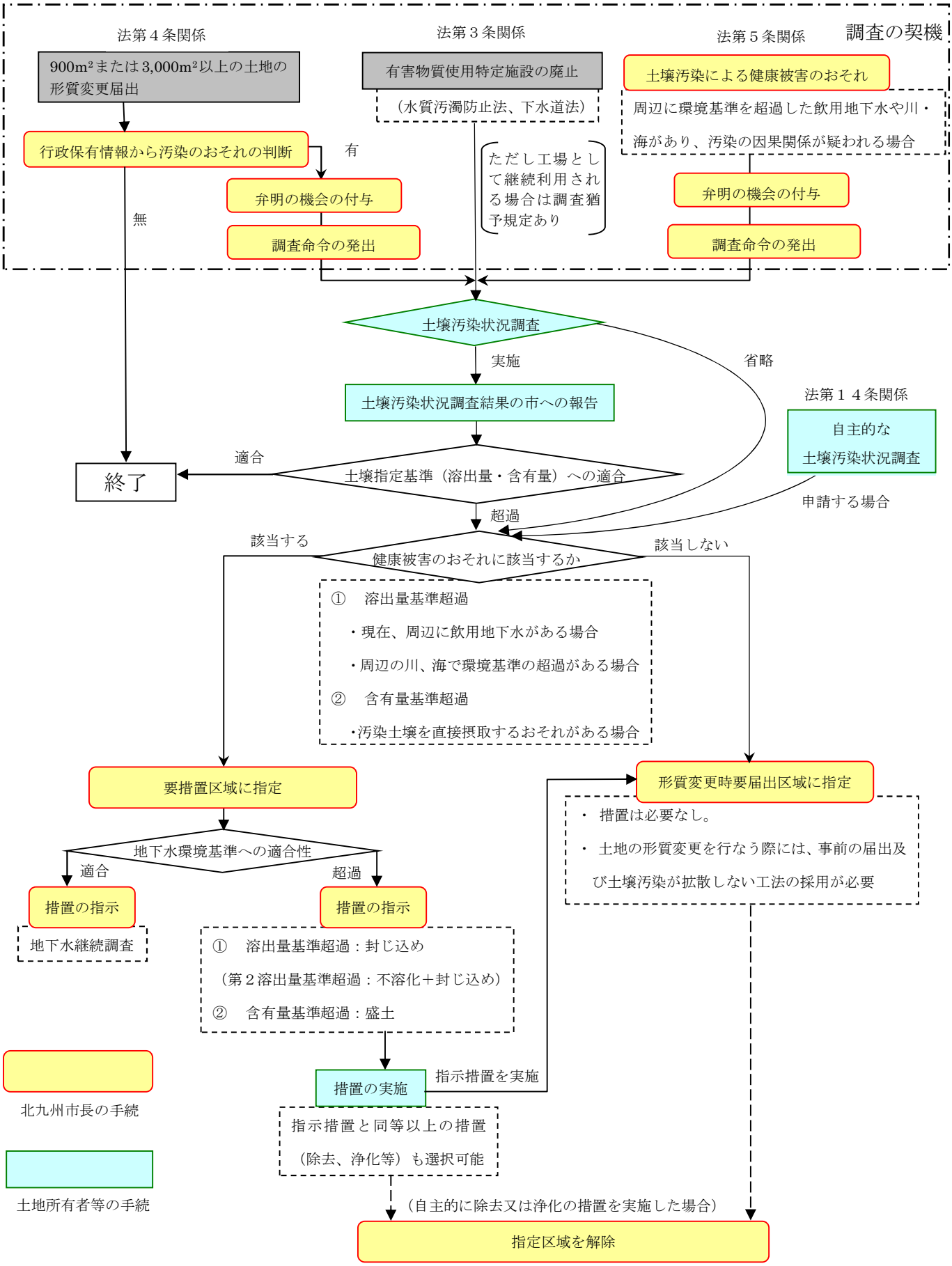

１４　土壌の汚染状態に関する指定基準

	物質名	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
	シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg 以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
	チウラム	0.006mg/L 以下	
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）	検出されないこと	
	有機りん化合物	検出されないこと	

北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに　清潔で美しいまちにします
きまりを守り　安全なまちにします
人を大切にし　ふれあいの輪をひろげます
元気で働き　明るい家庭をつくります
学ぶ楽しさを深め　文化のかおるまちにします

令和7年3月編集

水 質 規 制 の 手 引

北九州市環境局環境監視部環境監視課
北九州市小倉北区城内１番１号
〒803-8501　TEL (093)582-2290
FAX (093)582-2196